

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年9月25日
【事業年度】	第20期（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）
【会社名】	日本社宅サービス株式会社
【英訳名】	Japan Corporate Housing Service Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 笹 晃弘
【本店の所在の場所】	東京都新宿区笹笥町35番地
【電話番号】	03-5229-8700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務グループ長 吉田 勇
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区笹笥町35番地
【電話番号】	03-5229-8700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務グループ長 吉田 勇
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2014年6月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月
売上高 (千円)	6,383,452	6,629,976	7,018,565	7,348,548	7,882,057
経常利益 (千円)	605,556	655,754	648,458	842,066	870,348
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	305,900	394,816	423,730	519,985	569,540
包括利益 (千円)	335,554	834,132	500,897	875,861	1,041,968
純資産額 (千円)	2,302,011	3,135,512	3,631,075	4,461,705	5,640,252
総資産額 (千円)	5,070,172	5,595,610	6,018,672	6,914,615	8,569,742
1株当たり純資産額 (円)	280.73	367.86	414.15	497.57	587.20
1株当たり当期純利益 (円)	38.23	47.22	49.92	59.74	59.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	36.10	45.14	47.73	56.11	56.51
自己資本比率 (%)	44.7	55.6	59.1	63.3	64.6
自己資本利益率 (%)	14.5	14.7	12.7	13.1	11.5
株価収益率 (倍)	9.7	10.3	7.7	12.3	12.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	554,001	749,165	396,893	651,175	672,793
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	248,430	200,384	234,373	40,041	99,844
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	111,603	804,905	189,621	83,677	805,550
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,855,571	1,599,447	2,041,093	2,568,549	2,606,265
従業員数 (人)	545	582	590	586	636
(外、平均臨時雇用者数)	(336)	(343)	(334)	(359)	(368)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2016年10月1日付で当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、当該株式分割が第16期の期首に行われたものと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2014年6月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月
売上高 (千円)	3,161,923	3,372,446	3,731,471	4,013,138	4,066,699
経常利益 (千円)	426,530	568,858	550,046	756,737	773,473
当期純利益 (千円)	251,722	346,547	358,181	487,058	520,780
資本金 (千円)	632,169	643,150	666,521	713,216	738,722
発行済株式総数 (株)	6,170,700	6,242,500	6,303,200	10,423,700	10,580,200
純資産額 (千円)	2,058,204	2,843,706	3,273,721	4,071,424	5,190,873
総資産額 (千円)	3,962,640	4,694,412	4,804,142	5,666,425	7,029,842
1株当たり純資産額 (円)	250.50	333.37	372.51	453.21	539.57
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	20.00 (-)	25.00 (-)	34.00 (-)	15.50 (-)	18.00 (8.00)
1株当たり当期純利益 (円)	31.46	41.45	42.19	55.95	54.59
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	29.70	39.62	40.34	52.56	51.67
自己資本比率 (%)	51.0	60.1	66.5	70.4	72.4
自己資本利益率 (%)	13.3	14.3	11.9	13.6	11.5
株価収益率 (倍)	11.8	11.7	9.1	13.1	13.8
配当性向 (%)	31.8	30.2	40.3	27.7	33.0
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	244 (134)	275 (134)	288 (135)	285 (158)	284 (166)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2016年10月1日付で当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、当該株式分割が第16期の期首に行われたものと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第18期の1株当たり配当額には、1株当たり6円の記念配当が含まれております。なお、1株当たりの配当額は、実際の配当金の額を記載しております。
4. 第20期の1株当たり配当額18円のうち、期末配当額10円については、2018年9月26日開催予定の定時株主総会の決議予定のものであります。

2【沿革】

当社は、志を共にする有志が集い1998年8月に東京都渋谷区代々木において、日本で初めてのフランチャイズ方式による社宅代行専門事業ネットワークの構築を目的に「日本社宅ネット開設準備室」を設置し、社宅アウトソーシングの本格展開に向けた研究開発活動に取り組み、1998年10月に日本社宅サービス株式会社を設立いたしました。

その後、全国の不動産会社をフランチャイズ加盟店として次々とネットワーク化するとともに、社宅斡旋管理システム、社宅業務システムの開発を進め、インフラ整備ののちに本格的な展開を進めてまいりました。

年月	事項
1998年10月	東京都渋谷区代々木において、企業の社宅業務全般の代行を目的として、日本社宅サービス株式会社を設立
1998年12月	日本社宅ネットフランチャイズ本部を開設
1999年1月	本社を東京都新宿区大久保に移転
2002年7月	本社を東京都新宿区笹塚町に移転
2005年9月	東証マザーズ市場へ株式上場
2007年5月	ダイワード株式会社を完全子会社化
2007年12月	日本社宅サービス新宿事業所を東京都新宿区原町に設置
2012年6月	(旧)株式会社スリーSを関連会社化
2012年9月	北海道札幌市に第2オペレーションセンター開設
2013年2月	株式会社コム・アンド・コムを関連会社化
2014年1月	東京都立川市に文書保管センター(SUNNEXTAアーカイブズ)開設
2015年9月	株式会社コム・アンド・コムとの資本提携を解消
2016年3年	サンネクスタリーシング株式会社を設立
2016年7月	ダイワード株式会社の商号をクラシテ株式会社に変更 当社孫会社のクラシテ不動産株式会社を設立
2016年11月	東証市場第二部へ株式上場
2017年6月	(旧)株式会社スリーS(スマートセキュリティサービス株式会社)から当社新設の100%子会社(現)株式会社スリーSが商号を含めた事業を全部譲受
2017年8月	株式会社全日総管理と資本提携(完全子会社化)

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社4社、非連結子会社2社及び関連会社1社により構成されております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。なお、次の各事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる「セグメント情報」の区分と同一であります。

また、当連結会計年度より報告セグメントの見直しを行っております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

セグメントの名称	事業内容	会社名
社宅管理事務代行業業	社宅管理事務代行、システム開発他	日本社宅サービス(株)
施設総合管理事業	マンション等施設管理、修繕工事他	クラシテ(株) クラシテ不動産(株) (株)全日総管理
その他	管理部門向けコスト削減・業務効率化サービス、セキュアサポート他	日本社宅サービス(株) (株)スリーS サンネクスタリーシング(株)

< 社宅管理事務代行業業 >

社宅管理事務代行業業は、顧客企業に対して社宅・寮及び駐車場の社宅事務業務をアウトソーシング事業として行うものであります。具体的には顧客企業に対して借上社宅物件の紹介、契約・入居手続、家賃の支払い、退去時における原状回復費用のチェック等の社宅管理事務代行サービスを提供しております。

当事業は顧客企業からの受託件数に対応して売上高が増加するビジネスモデルとなっております。受託件数とは社宅のアウトソーシングの申込を受けている申込済み件数と既に当社運営中の件数を合算した件数であります。

過去5年間の決算日現在の受託件数の推移は、次のとおりであります。

決算年月	2014年6月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月
受託件数(件)	175,918	190,113	199,084	206,135	218,593

< 施設総合管理事業 >

施設総合管理事業は、分譲マンションを中心とした施設管理を基盤に、そこから派生する修繕工事までのトータルマネジメントサービスを提供しております。

当事業は管理組合との管理受託契約に基づく管理棟数及び管理戸数をベースとした管理収入に加え、そこから派生する修繕工事等の付帯サービスを取り込むことによって売上高が増加いたします。

当連結会計年度末現在におけるマンション等管理棟数及び管理戸数は、次のとおりであります。

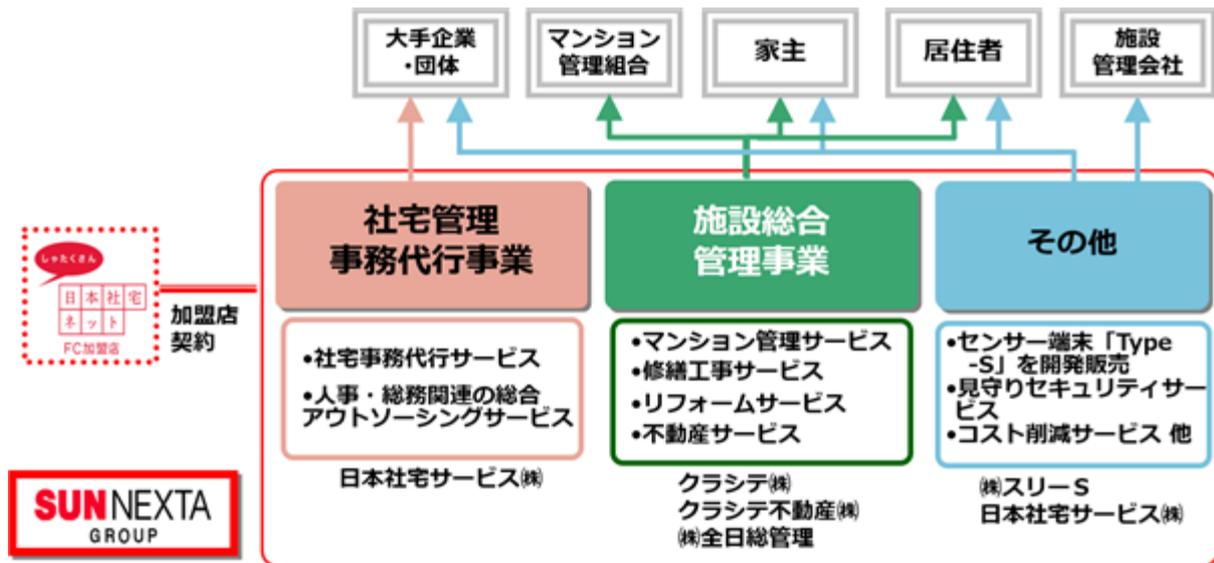
決算年月		2014年6月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月
管理棟数(棟)	マンション	643	640	647	650	661
	その他	392	357	389	234	239
管理戸数(戸)	マンション	22,707	22,682	22,785	22,909	23,457

< その他 >

顧客企業の管理部門向けのコスト削減・業務効率化サービスや防犯、防災、警備及び安全に関するシステム、設備、機器等のセキュアサポートサービス等を提供しております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(2018年6月30日現在)



(注) 非連結子会社2社及び関連会社1社は、重要性が乏しいため上図に記載していません。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) クラシテ株式会社 (注1.2)	東京都新宿区	100,000	マンション等施設 管理、修繕工事他	100.0	当社受託先企業の 社有施設の管理 役員の兼任7名
(連結子会社) クラシテ不動産株式 会社	東京都新宿区	40,000	賃貸管理仲介、売 買仲介他	100.0	役員の兼任2名
(連結子会社) 株式会社全日総管理	東京都新宿区	10,000	不動産のリフォー ム、リノベーション 他	100.0	資金の貸付 役員の兼任2名
(連結子会社) 株式会社スリーS	東京都新宿区	1,000	防犯、防災、警備 及び安全に関する システム等の企 画、開発、販売、 運営他	100.0	資金の貸付 役員の兼任6名

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. クラシテ株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	3,175,692千円
(2) 経常利益	78,890千円
(3) 当期純利益	50,864千円
(4) 純資産額	1,333,499千円
(5) 総資産額	2,277,011千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
社宅管理事務代行業	272(162)
施設総合管理事業	350(202)
報告セグメント計	622(364)
その他	14(4)
合計	636(368)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 施設総合管理事業の就業人員には、嘱託社員及び管理員等150人を含んでおります。
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べて50名増加した主な要因は、2017年8月1日付で株式会社全日総管理を連結子会社化したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2018年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
284(166)	39.0	6.7	4,682

セグメントの名称	従業員数(人)
社宅管理事務代行業	272(162)
その他	12(4)
合計	284(166)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社には労働組合はありません。当社の子会社であるクラシテ株式会社では、一部の従業員が合同労働組合に加入しておりますが、労使関係において、特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営の基本方針

SUNNEXTAグループは、『新たな価値を創造し、世の中の標準に進化させる取り組みを通じて社会に貢献する』ことをミッションとしております。

その上で中長期的な経営の基本方針として、企業価値向上のため、当社グループは事業規模の拡大を推進するとともに、それを支える人材の強化及び次世代人材の育成を推進することとしております。

また、加速する経営環境の変化に対処し、長期的な展望に立って、グループ全体の収益構造の変革に取り組んでいくことを経営の基本方針としております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、成長に関する目標数値として「売上高成長率と営業利益成長率」「売上構成と営業利益構成」を、収益効率に関する目標数値として「売上高営業利益率」を、資本効率に関する目標値として「ROE（株主資本利益率）」を、株主還元に関する目標値として「配当性向とDOE（連結株主資本配当率）」を定め、株主資本の有効活用を目指しつつ、強固な財務基盤の確保を図り、最適資本構成の構築を推進してまいります。

資本効率に関する指標、ROEにつきましては目標値を10%以上と定め、株主還元に関する指標とした連結配当性向につきましては目標値を30%以上、DOEにつきましては目標値を3.5%以上と定め、持続的成長につなげてまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、『第二の創業プロジェクト』を2013年7月に始動し、強固な顧客基盤によって支えられている二つのストックビジネスを、更に裾野を広げた総合アウトソーシング事業として拡大するとともに、住まいと暮らしを支援するような新たなサービスを創出、提供することを宣言し、取り組んでおります。

そしてその根底には、創業期より大切にしてきた「顧客の声に学び、顧客のニーズに応える」取り組みがあり、『カスタマーバリューの拡大』と『オペレーショナルエクセレンスの追究』を基本としております。

グループの基本戦略は以下の3点となります。

ストックビジネスをベースにした継続的かつ安定的な成長

当社グループのアウトソーシングサービスの価値を認めていただいているお客様との関係継続を図り、新たなお客様へ拡大していきます。

お客様にとって価値が更に広がるような付加価値の高いサービスの創造

ソリューションサービスの現場を通じて、多くのニーズを察知し、当社グループだから実現できるような付加価値の高いサービスを創出していきます。

機能分化による意思決定と人材育成の早期化

事業単位及び役割機能別の組織体制を導入することにより、幹部人材の早期育成と意思決定等の経営の迅速化を図るとともに、合議を主体としてグループ共創経営への変革を進めます。

当社グループは、持続的成長を確実なものにするために、中期経営計画を支える戦略をもとに基盤事業の収益を強化するとともに、成長が期待される分野を戦略的に強化してまいります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、社宅管理事務代行サービスや人事・総務関連の総合アウトソーシングサービス、施設総合管理サービスなどを展開するトータル・アウトソーシング・サービスのリーディングカンパニーとして、次のスタンダードとなる新たな価値・サービスを創造していくとともに、お客様にとっての最良のパートナーとして、持続的成長を実現してまいります。

当社グループでは以下の4点を企業集団共通の対処すべき課題と認識し、取り組んでおります。

将来の中核事業となるような第3、第4のビジネスの創出と育成

中核人材の育成と次世代人材の育成

ホールディングス体制への変革

経営スピードの加速化

2【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上、リスク要因となる可能性がある事項について以下に記載しております。また、必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

業務運営に係るリスクについて

社宅管理事務代行事業の事務処理は煩雑で件数も膨大なものとなり、業務運営上の事務処理リスクがともないます。また、施設総合管理事業においても管理業務上の事務リスクや不正リスクなどのオペレーショナルリスクが存在します。

当社グループでは、事務リスクの軽減を図るため、システム管理と工程別業務管理の併用により、業務基盤の整備を進めるとともに、業務管理体制の強化を図っておりますが、事務処理における事故・不正等を起こすことにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

季節変動について

社宅管理事務代行事業の転勤手続きに関するサービスは、転勤者が集中する春と秋には繁忙を極めるため、オペレーターの増強で人件費負担が大きくなります。また、転勤契約手続きにともなう社宅賃貸借契約の契約金を、顧客企業に代わって当社が一時的に立替払いを行っており、その資金を銀行からの短期借入れで賄っていることから、春と秋には一時的な短期の借入れ債務が多くなるとともに、顧客企業に対しては立替払い債権が多くなります。以上のことが当社グループ業績の季節変動の原因となります。

情報保護リスクについて

当社グループは、個人番号（マイナンバー）を含む多数のお客様の個人情報をお預かりしているほか、様々な経営情報等を保有しております。これらの情報の管理については、個別事業会社毎に情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ管理規程を定め、情報セキュリティ委員会を設置し、情報資産保護に関するマネジメントシステムのPDCAサイクルを運用しております。また個人情報の管理においては、個人情報保護方針、個人情報保護基本規程を定め個人情報保護委員会を設置し、適切な運営体制を構築しております。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず情報の流出等の重大なトラブルが発生した場合には、法的責任を課される危険性があります。また法的責任まで問われない場合でもブランドイメージの低下などにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

情報システムリスクについて

当社グループは、多数のお客さまの個人情報や機密情報等をコンピュータ等により管理しており、万が一の場合に備えて最大限の保守・保全の対策を講じるとともに、社内規程の整備や社員教育の徹底、セキュリティシステムの強化等さまざまな対策と情報管理体制の徹底に努めております。しかしながら、未知のコンピュータウィルス等の予測できないシステム障害により、これら情報についての紛失や漏洩、改ざん等、また当社グループが提供するシステムサービスの障害発生による業務の不履行等が発生した場合、当社グループの社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する賠償金等の支払い等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

法制・税制の変更について

当社グループの事業は、各種法令や税制等の規制を受けており、今後、これらの規制が変更される場合や新たな規制が設けられる場合、また、業務範囲の拡大により新たな法的規制を受ける場合には、当社グループの事業展開、業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

事業継続リスクについて

当社グループは、将来的に予測されうる大規模な自然災害、人身・物的な大事故、風評被害等、当社グループの事業継続に大きな影響を及ぼすあらゆるリスクを想定し、経営リスク管理規程や危機管理規程により、緊急対策が直ちに発動される体制を整えております。また、これらの災害・事故等の事象を網羅的に考慮した「事業継続計画」を策定し、発生した事象の復旧に対しては速やかに対処できるよう運用しておりますが、被害そのものは完全に回避できるものではないことから、これらの事象が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保と育成について

本格的な人口減少社会を迎え、一層の経済規模の縮小が懸念される中、当社グループは、競争力の源泉は人材であり、将来の成長と成功のためには、有能な人材の確保と育成が欠かせないものと考えております。しかしながら、適正な人材の採用・育成・維持・確保が計画通りに進捗しなかった場合、または有能な人材が社外に流出した場合、あるいは、人材不足の対策として技術革新を活用した省力化等が遅れた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

価格競争について

当社グループが展開する市場は、激しい価格競争下にあるものの、主力の社宅アウトソーシングサービスにおいては、アウトソーシングの本質である管理機能の最適化と強化を基本に調達面を含めた価格競争とは一線を引いた独自のサービスモデルを維持するとともに、お客様のトータルコスト削減を可能とする付加価値サービスの拡充に取り組んでおります。また、マンション管理市場においては、管理費用の値下げ要請などに対し、サービスの品質と価格の両面からバランスの取れた総合力を重視する施策を推進することで収益性向上に努めております。しかしながら、当社サービスが市場における優位性を維持できない場合や、激しい競争によって価格の下落を招いた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループの業績に影響を及ぼすリスク要因は、これらに限定されるものではありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の向上や雇用・所得環境の改善が進み、緩やかな回復基調で推移しましたが、海外経済においてはアジア新興国等の景気の下振れ、アメリカの政策動向や金融資本市場の動向など先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境につきましては、人手不足の深刻化を背景に、社宅管理事務代行事業の市場は拡大を続けております。一方、施設総合管理事業は新築マンションの供給低迷を受け、ディベロッパー系管理会社が積極的にリプレイス市場へ参入しており、顧客獲得のための受注競争は厳しい状況が続いております。

そのような環境の下で、当社グループは引き続き、中期経営計画におけるストックビジネスをベースにした継続かつ安定的な成長、お客様にとって価値が更に広がるような付加価値の高いサービスの創造、機能分化による意思決定と人材育成の早期化、の3つの基本戦略を通じて、中長期的な企業価値の向上を目指し、サービスの質を高め、生産性向上に努める一方で、新規事業・新サービスを推進し、売上高及び利益の拡大に向けて取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高78億82百万円（前期比7.3%増）、営業利益8億7百万円（同0.6%減）、経常利益8億70百万円（同3.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5億69百万円（同9.5%増）となり、売上高及び各利益（営業利益を除く）において、過去最高を更新しました。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの見直しを行っております。その内容は、事業の性質及び中期経営計画に基づいた事業展開を踏まえ、新規事業及びその他新サービスを「その他」に区分しました。その結果、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後の報告セグメント区分に組み替えて比較しております。

セグメント別の業績につきましては、以下のとおりであります。

社宅管理事務代行事業

社宅管理事務代行事業においては、継続的な人手不足を背景に企業からのアウトソーシング・ニーズは高く、新規受注は順調に推移しました。しかし、マイナンバー制度導入等の影響を背景にした前期までの受注遅れを取り戻すまでには至らず、売上高は35億63百万円（前期比0.5%増）となりました。一方、引き続き事業成長を支える体制の整備や将来に向けた幹部人材の強化に取り組んでおり、人件費を含む一般管理費が増加したことから、営業利益は6億35百万円（同2.0%減）となりました。

施設総合管理事業

施設総合管理事業においては、マンション管理組合等からの新規受託により2018年6月期末の管理棟数及び管理戸数は増加しました。また、2017年8月から新たに完全子会社化した株式会社全日総管理のリフォーム・リノベーション関連業績が寄与し、売上高は37億83百万円（前期比11.4%増）となりました。一方、有資格者を含む人材不足等の影響で人件費が上昇傾向にあることや採用・育成段階でのコストの増加、また、工事案件の受注に遅れ等が生じたため、営業利益は70百万円（同5.8%減）となりました。

その他

その他の事業においては、新たなサービスの開発と育成に遅れが生じているものの、今期より連結の範囲に含めた株式会社スリーSの見守りセキュリティサービスの業績が寄与したことにより、売上高は5億34百万円（前期比32.0%増）となりました。一方、営業利益はコスト削減サービスの増加により98百万円（同18.1%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ37百万円増加し、当連結会計年度末には26億6百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、営業活動の結果増加した資金は6億72百万円（前連結会計年度は6億51百万円の資金の増加）となりました。これは主として、法人税等の支払額3億37百万円があったものの、税金等調整前当期純利益8億77百万円及び減価償却費1億円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、投資活動の結果得られた資金は99百万円（前連結会計年度は40百万円の資金の支出）となりました。これは主として、保険積立金の解約による収入1億56百万円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、財務活動の結果支出した資金は8億5百万円（前連結会計年度は83百万円の資金の支出）となりました。これは主として、自己株式の取得による支出3億18百万円、長期借入金の返済による支出2億83百万円、配当金の支払額2億13百万円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	
		金額(千円)	前年同期比(%)
社宅管理事務 代行事業	社宅管理事務代行	3,539,643	100.4
	システム導入	23,891	102.7
	小計	3,563,534	100.5
施設総合管 理事業	マンション等施設管理	2,404,259	102.4
	修繕工事	1,162,082	138.3
	その他	217,298	104.7
	小計	3,783,640	111.4
報告セグメント計		7,347,174	105.8
その他		534,883	132.0
合計		7,882,057	107.3

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 当連結会計年度より、報告セグメントの見直しを行っており、前年同期比については、前年同期の数値を変更後の報告セグメント区分に組み替えて比較しております。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は当連結会計年度末（2018年6月30日）現在において、当社グループが判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成しております。

この連結財務諸表の作成にあたっては、決算日における財政状態、経営成績に影響を与えるような見積り・予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り・予測を実施しております。

当社グループは、特に以下の重要な会計方針が、連結財務諸表作成において使用される当社グループの重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

収益の認識

当社グループの売上高は、社宅管理事務代行事業の受託料収入に関しましてはサービス開始日より当月の事務管理運営件数に対応した月額受託料を、また、施設総合管理事業の受託料収入に関しましては、管理受託契約に基づき、役務の提供期間に対応した月額受託料を毎月計上しております。

たな卸資産

当社グループのたな卸資産は、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について、実現可能性が高いと考えられる金額まで減額するために、評価性引当額を計上する場合があります。評価性引当額の必要性を評価するに当たっては、将来の課税所得及び、慎重かつ実現可能性の高い継続的な税務計画を検討しますが、繰延税金資産の全部または一部を将来実現できないと判断した場合、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上します。同様に、計上金額の純額を上回る繰延税金資産を今後実現できると判断した場合、その実現可能額を繰延税金資産として調整するとともに、当該判断を行った期間の費用を調整することとしております。

(2)財政状態及び経営成績の分析

売上高

当連結会計年度における当社グループの売上高は、78億82百万円で、前連結会計年度に比べ5億33百万円（7.3%）増加いたしました。売上高につきましては、「業績等の概要（1）業績」と「生産、受注及び販売の実績」に記載のとおりであります。

売上原価、販売費及び一般管理費

当連結会計年度における売上原価は60億75百万円となり、売上総利益は18億6百万円、売上総利益率22.9%となりました。

販売費及び一般管理費は9億99百万円となりました。この主な内容としましては、役員報酬が1億76百万円、給料及び手当が2億14百万円等であります。

この結果、営業利益は8億7百万円となり、売上高営業利益率10.2%となりました。

営業外収益及び営業外費用

営業外収益は80百万円となりました。これは主として受取手数料40百万円と受取配当金21百万円及び補助金収入7百万円によるものであります。

この結果、経常利益は8億70百万円となり、売上高経常利益率11.0%となりました。

特別利益及び特別損失

特別利益は10百万円となりました。これは主として投資有価証券売却益6百万円によるものであります。

特別損失は3百万円となりました。これは主として貸倒損失3百万円によるものであります。

親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益は5億69百万円となりました。

(3)資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローについては、「業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

また、営業立替金については、転勤シーズンの第1四半期末及び第3四半期末に一時的に残高が増加いたしますが、資金の調達に自己資金及び銀行借入にて対応しております。銀行からの借入は1ヶ月以内の短期運転資金であり、顧客企業からの立替金回収・借入返済は問題なく推移しております。

財政状態

当連結会計年度末の資産の状況は、前連結会計年度末に比べ16億55百万円増加し、85億69百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ2億15百万円増加し、48億81百万円となりました。これは主に、販売用不動産が2億44百万円増加したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ14億40百万円増加し、36億88百万円となりました。これは主に、投資有価証券が6億76百万円増加、土地が4億89百万円増加、及びのれんが3億6百万円増加したことによるものであります。

当連結会計年度末の負債の状況は、前連結会計年度末に比べ4億76百万円増加し、29億29百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ2億14百万円増加し、21億20百万円となりました。これは主に、買掛金が94百万円増加、未払金が54百万円増加したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ2億62百万円増加し、8億8百万円となりました。これは主に、繰延税金負債が2億51百万円増加したことによるものであります。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ11億78百万円増加し、56億40百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益の計上5億69百万円、保有株式の時価評価に伴うその他有価証券評価差額金が4億72百万円増加及び自己株式の取得及び処分による減少1億70百万円によるものであります。

(4)経営戦略の現状と見通し

経営戦略の現状と見通しにつきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

(1)フランチャイズ契約について

当社は、社宅の事務管理業務及び採用・転勤に伴う社宅の手配・提供業務とその周辺事務を一括して受託しております(社宅アウトソーシング)。そのため、各地に赴任する転勤者及び採用者向けの社宅手配・提供に対応する加盟店ネットワーク(以下、「日本社宅ネット」という。)を全国規模で展開しており、各地の不動産会社との間でフランチャイズ契約を締結しております。

フランチャイズ契約の当事者は、フランチャイザーである当社とフランチャイジーとなる加盟店であり、契約の要旨は以下の通りであります。

当事者間(当社及び加盟会社)で締結する契約

契約の名称

「日本社宅ネット」フランチャイズ加盟契約

加盟金及びライセンス使用料の対価

フランチャイズ加盟契約の締結により、社宅斡旋管理業務を中心とした法人対応ノウハウ及び社宅アウトソーシング営業ノウハウ、商標、サービスマークの継続的な使用を認めており、対価として加盟金等を受領してまいります。

(2) 全日総管理株式会社との株式交換契約

当社は、2017年7月10日開催の取締役会において、当社を完全親会社とし、株式会社全日総管理を完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」をご参照ください。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は、90,420千円（無形固定資産を含む。）となりました。

これは主として、社宅管理事務代行業における社内インフラ設備の拡充11,491千円及び不動産活用のサービス推進を図ることから施設総合管理事業において取得した賃貸用不動産67,760千円によるものであります。なお、設備投資の総額には、当連結会計年度において株式交換により連結会社とした株式会社全日総管理の結合時に組入れた資産等の額は含んでおりません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

当連結会計年度末における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウエア	合計	
本社 (東京都新宿区)	社宅管理事務代行業 その他の事業 全社（共通）	本社事務所設備 事務用機器	8,796	11,924	49,521	70,242	49 (18)
第1オペレーションセンター (東京都新宿区)	社宅管理事務代行業 その他の事業	事業所設備 事務用機器	4,113	29,582	66,864	100,560	179 (111)
第2オペレーションセンター (北海道札幌市)	社宅管理事務代行業	事業所設備 事務用機器	6,519	10,037	159	16,715	44 (33)

(注) 1. 帳簿価額には、消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時従業者数を外書してあります。

3. 本社事務所は賃借しており、年間賃借料は29,963千円であります。なお、当該本社事務所の一部を関連会社に転貸しております。

4. 第1オペレーションセンターは賃借しており、年間賃借料は76,938千円であります。

5. 第2オペレーションセンターは賃借しており、年間賃借料は22,950千円であります。

6. 帳簿価額には、ソフトウエア仮勘定を含めておりません。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
				建物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	ソフト ウエア	合計	
クラシテ(株)	本社 (東京都新宿区)	施設総合 管理事業	事務用機器	1,729	6,910	-	2,017	13,629	24,286	318 (199)
	グリーン パーク第 2東綾瀬 他4件 (東京都足 立区他4件)	施設総合 管理事業	土地・建物	8,249	-	20,697 (79.6)	-	-	28,947	- (-)
クラシテ不 動産(株)	本社 (東京都新宿区)	施設総合 管理事業	事務用機器	30,137	662	38,229 (328.3)	-	787	69,816	5 (-)
(株)全日総 管理	本社 (東京都新宿区)	施設総合 管理事業	土地・建物 事務用機器	75,647	1,067	299,506 (2,455.3)	-	2,731	378,952	27 (2)
(株)スリー S	本社 (東京都新宿区)	その他事 業	事務用機器	154	-	-	-	2,486	2,641	2 (-)

- (注) 1. 帳簿価額には、消費税等を含めておりません。
 2. 従業員数の()は、臨時従業者数を外書しております。なお、出向者については、出向先の従業員数に含めております。
 3. クラシテ株式会社の本社及び支店は賃借しており、年間賃借料は61,949千円であります。
 4. クラシテ不動産株式会社の本社は賃借しており、年間賃借料は4,213千円であります。
 5. 株式会社スリーSの本社は賃借しており、年間賃借料は1,393千円であります。
 6. 帳簿価額には、ソフトウェア仮勘定を含めておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資は、投資効果等を総合的に勘案のうえ、セグメント別に計画を策定しております。
 なお、当連結会計年度末現在における重要な設備改修等の計画は次のとおりであります。

重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	本社 (東京都新宿区)	社宅管理事 務代行事業	顧客向け社宅 管理支援シス テム	100,000	-	自己資金	2018年8月	未定	新たな顧 客企業の 獲得によ る受注件 数の拡 大、 業務効率 化向上

(注) 上記金額には、消費税等を含んでおりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,800,000
計	22,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2018年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2018年9月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,580,200	10,587,200	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株
計	10,580,200	10,587,200	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2018年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権は以下のとおりです。

2012年5月15日取締役会決議（第7回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
決議年月日	2012年5月15日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5、監査役3	
新株予約権の数(個)	295	295
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	118,000	118,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株につき 0.5	同左
新株予約権の行使期間	自 2012年6月12日 至 2042年6月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 87 資本組入額 44	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4参照	同左

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 発行日以降、株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当りの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または} \quad \text{1株当たり払込金額}}{\text{処分株式数}} \times \text{または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、本新株予約権を発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、1株当りの行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

3. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社の取締役及び監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り権利行使ができるものとする。(新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権者の法定相続人1名に限り、死亡した日の1年以内に権利行使をすることができる。)
- (2) 新株予約権の行使は、全部につき一括して権利行使することとし、分割行使はすることができない。
- (3) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転の組織再編成行為をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約及び株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

2012年9月27日取締役会決議（第10回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
決議年月日	2012年9月27日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5、監査役3	
新株予約権の数(個)	270	270
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	108,000	108,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき0.5	同左
新株予約権の行使期間	自 2012年10月26日 至 2042年10月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 74 資本組入額 37	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3参照	同左

(注)1. 本新株予約権の発行の日（以下、「発行日」という）後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端株はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社取締役並びに監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の条件
 - (ア) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が株式分割となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (イ) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

2015年9月25日取締役会決議（第11回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
決議年月日	2015年9月25日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員(当社執行役員含む) 245 当社子会社従業員 139	
新株予約権の数(個)	848	813
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	169,600	162,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株につき 351	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年10月31日 至 2018年10月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 414 資本組入額 207	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4 参照	同左

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 発行日以降、株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当りの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{または処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、本新株予約権を発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、1株当りの行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

3. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権は、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が行使価額(調整された場合には調整後の行使価額とする。)の1.1倍以上にならなければ行使できない。
- (2) 本新株予約権者は、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。
- (4) 本新株予約権は、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が割当日から行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも本新株予約権の行使価額(調整された場合には調整後の行使価額とする。)の70%を乗じた価額を下回った場合は、本新株予約権者の新株予約権は消滅し、会社が当該新株予約権を引き取るものとする。

- (5) 新株予約権者は、以下の各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (ア) 新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - (イ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ウ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- (6) その他の権利行使の条件は、本新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記の定める行使条件に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(6)に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2015年9月25日取締役会決議（第13回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
決議年月日	2015年9月25日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6、監査役3	
新株予約権の数(個)	149	149
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	59,600	59,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき0.5	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年10月30日 至 2045年10月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 226 資本組入額 113	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3参照	同左

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端株はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社取締役並びに監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の条件
(ア) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が株式分割となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
(イ) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

2016年3月29日取締役会決議（第15回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
決議年月日	2016年3月29日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4、監査役2	
新株予約権の数(個)	58	58
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	23,200	23,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき0.5	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年4月15日 至 2046年4月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 302 資本組入額 151	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3参照	同左

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社取締役並びに監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の条件
(ア) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が株式分割となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
(イ) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

2016年3月29日取締役会決議（第17回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
決議年月日	2016年3月29日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役2	
新株予約権の数(個)	6	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	2,400	2,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき0.5	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年4月15日 至 2046年4月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 302 資本組入額 151	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3参照	同左

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社又は当社子会社の取締役並びに監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の条件
(ア) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が株式分割となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
(イ) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

2016年9月28日取締役会決議（第18回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
決議年月日	2016年9月28日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5、監査役3	
新株予約権の数(個)	1,299	1,299
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	259,800	259,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株につき580	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年11月1日 至 2020年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 671 資本組入額 336	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4参照	同左

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 発行日以降、株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当りの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{新株発行前または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、本新株予約権を発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、1株当りの行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

3. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権者は、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。
 - (2) 本新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。
 - (3) 新株予約権者は、以下の各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - (ア) 新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - (イ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ウ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
 - (4) その他の権利行使の条件は、本新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (5) 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2016年9月28日取締役会決議（第19回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
決議年月日	2016年9月28日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役9、監査役3	
新株予約権の数(個)	49	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	19,600	19,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 1	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年11月1日 至 2046年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 457 資本組入額 229	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3 参照	同左

(注)1 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端株はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社又は当社子会社の取締役並びに監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ア）に記載の資本金等増加限度額から、上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2016年9月28日取締役会決議（第20回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
決議年月日	2016年9月28日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役2	
新株予約権の数(個)	4	4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	1,600	1,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年11月1日 至 2046年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 457 資本組入額 229	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3参照	同左

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社又は当社子会社の取締役並びに監査役のうちいずれも、その地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

2017年9月27日取締役会決議（第21回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
決議年月日	2017年9月27日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員230、当社子会社従業員99	
新株予約権の数(個)	1,402	1,402
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	140,200	140,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株につき873	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年11月1日 至 2021年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,026 資本組入額 513	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4参照	同左

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
2. 発行日以降、株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、本新株予約権を発行後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は株式交換もしくは株式移転を行う場合、1株当たりの行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

3. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。
- (3) 本新株予約権者は、以下の各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - (ア) 新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - (イ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ウ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- (4) その他の権利行使の条件は、本新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ア）に記載の資本金等増加限度額から、上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2017年9月27日取締役会決議（第22回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
決議年月日	2017年9月27日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役10、監査役4	
新株予約権の数(個)	70	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	14,000	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年10月27日 至 2047年10月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 743 資本組入額 372	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3参照	同左

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

2. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 本新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

2017年9月27日取締役会決議（第23回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
決議年月日	2017年9月27日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役3	
新株予約権の数(個)	13	13
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	2,600	2,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 1	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年10月27日 至 2047年10月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 743 資本組入額 372	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3 参照	同左

(注)1 . 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

2. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 本新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ア）に記載の資本金等増加限度額から、上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2013年7月1日～ 2014年6月30日 (注)1	57,900	6,170,700	8,029	632,169	8,029	379,418
2014年7月1日～ 2015年6月30日 (注)1	71,800	6,242,500	10,981	643,150	10,981	390,399
2015年7月1日～ 2016年6月30日 (注)1	60,700	6,303,200	23,370	666,521	23,370	413,770
2016年7月1日～ 2016年8月31日 (注)1	3,100	6,306,300	1,283	667,804	1,283	415,053
2016年8月31日 (注)2	1,200,000	5,106,300	-	667,804	-	415,054
2016年9月1日～ 2016年9月30日 (注)1	6,600	5,112,900	2,732	670,537	2,732	417,786
2016年10月1日 (注)3	5,112,900	10,225,800	-	670,537	-	417,786
2016年10月1日～ 2016年11月2日 (注)1	45,400	10,271,200	9,397	679,934	9,397	427,184
2016年11月2日 (注)4	35,700	10,306,900	9,103	689,038	9,103	436,287
2016年11月3日～ 2017年6月30日 (注)1	116,800	10,423,700	24,177	713,216	24,177	460,465
2017年7月1日～ 2017年10月25日 (注)1	97,400	10,521,100	8,298	721,514	8,298	468,764
2017年10月26日 (注)5	24,500	10,545,600	10,045	731,559	10,045	478,809
2017年10月27日～ 2018年6月30日 (注)1	34,600	10,580,200	7,162	738,722	7,162	485,971

- (注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。
2. 2016年8月31日付で自己株式1,200,000株を消却いたしました。これにより発行済株式総数は1,200,000株減少しております。
3. 2016年10月1日付をもって普通株式1株を2株に株式分割しております。
4. 2016年11月2日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式有償発行35,700株により発行済株式総数が増加しております。
- 発行価格 510円
 資本組入額 255円
 割当先取締役及び子会社取締役 計11名
5. 2017年10月26日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式有償発行24,500株により発行済株式総数が増加しております。
- 発行価格 820円
 資本組入額 410円
 割当先取締役及び子会社取締役 計13名
6. 2018年7月1日から2018年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が7,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,449千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2018年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人・その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	19	33	24	2	2,831	2,915	-
所有株式数(単元)	-	4,248	3,590	19,312	7,987	49	70,597	105,783	1,900
所有株式数の割合(%)	-	4.02	3.39	18.25	7.55	0.05	66.74	100	-

(注) 自己株式1,146,458株は、「個人その他」に11,464単元及び「単元未満株式の状況」に58株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2018年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
笹 晃弘	東京都中央区	782,900	8.30
株式会社ベネフィット・ワン	東京都新宿区西新宿3丁目7-1	778,000	8.25
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4 10	691,900	7.33
長友 孝祥	静岡県田方郡函南町	631,900	6.70
SUNNEXTAグループ従業員持株会	東京都新宿区笹筒町35	306,200	3.25
永井 祥二	東京都港区	222,200	2.36
高橋 慧	東京都新宿区	202,600	2.15
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2 1	180,000	1.91
DBS BANK LTD. 700152 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	6 SHENTON WAY DBS BUILDING TOWER ONE SINGAPORE 068809 (東京都港区港南2丁目15 1)	174,700	1.85
正木 秀和	東京都新宿区	174,000	1.84
計	-	4,144,400	43.93

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2018年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,146,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,431,900	94,319	-
単元未満株式	普通株式 1,900	-	(注)
発行済株式総数	10,580,200	-	-
総株主の議決権	-	94,319	-

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式58株が含まれております。

【自己株式等】

2018年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本住宅サービス株式会社	東京都新宿区笹塚町35番地	1,146,400	-	1,146,400	10.84
計	-	1,146,400	-	1,146,400	10.84

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号、および第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2018年2月5日)での決議状況 (取得期間 2018年2月6日)	500,000	448,500
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	355,000	318,435
残存決議株式の総数及び価額の総額	145,000	130,065
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	29.0	29.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	29.0	29.0

(注) 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToS TNeT-3)による取得であります。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	32	31
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 取得株式は、全て単元未満株式の買取請求による自己株式の取得であります。

2. 当期間における取得自己株式には、2018年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	834,400	591,589	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	1,146,458	-	1,146,458	-

(注) 1. 当事業年度における合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式は、2017年8月1日効力発生
の株式交換によるものであります。

2. 当期間における保有自己株式数には、2018年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の
買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして認識しております。その基本的な考え方は、
長期的発展の礎として必要不可欠な成長投資の実行を優先し、そのための内部留保を確保しつつ、単年度の利益
だけではなく過去からの剰余金や今後の事業展開の中で生み出される収益を総合的に勘案の上、可能な限り株主
の皆様へ還元します。

配当の方針につきましては、連結当期純利益に対する配当性向の基準を30%以上とし、安定的かつ継続的な株主
還元の充実を図っていく所存であります。また、D O E (連結株主資本配当率) 3.5%以上を目標とし、各事業年
度の連結業績などを勘案しながら利益配当を行っていくことで、資本の効率と利益配分の双方を配当目標としま
す。

上記方針に基づき、2018年6月期につきましては1株当たり期末配当額を、前期より2円50銭増配の18円00銭
(中間配当8円00銭含む)とさせていただきます。 (配当性向30.2%、D O E 3.3%)

当社は、株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、剰余金の配当を、期末配当として年1回実施する方
針から、中間配当と期末配当の年2回実施する方針に変更いたしました。なお、当社は、会社法第454条第5項に
規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、2019年6月期の配当金につきましては、
年間19円00銭(うち中間配当金9円)を予定しております。(予想配当性向28.7%、D O E 3.1%)

当事業年度に係る配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2018年2月5日 取締役会決議	78,103	8.0
2018年9月26日(予定) 定時株主総会決議(注)	94,337	10.0

(注) 2018年6月30日を基準日とする期末配当であり、2018年9月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)
として提案しております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2014年6月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月
最高(円)	784	1,040	1,038	1,047 (注)2 743	993
最低(円)	435	716	552	729 (注)2 481	680

(注) 1. 最高・最低株価は、2016年11月1日より東京証券取引所第二部におけるものであり、それ以前は東京証券取
引所マザーズにおけるものであります。

2. 印は、株式分割(2016年10月1日付で1株を2株に分割)による権利落後の最高・最低株価を示してあり
ます。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2018年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	993	986	814	901	870	805
最低(円)	892	771	747	792	745	742

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所第二部におけるものであります。

5 【役員の状況】

1. 2018年9月25日(有価証券報告書提出日)現在の役員の状況は、以下のとおりです。

男性13名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		笹 晃弘	1963年4月22日生	1999年6月 当社取締役 2000年9月 当社専務取締役 2001年9月 当社代表取締役専務 2002年7月 当社代表取締役社長(現任) 2006年9月 クラシテ㈱代表取締役社長 2017年7月 ㈱スリーS取締役 2017年9月 クラシテ㈱代表取締役CEO 2018年8月 クラシテ㈱取締役(現任)	(注)4	782,900
常務取締役	事業本部長兼IT戦略担当	市原 康太郎	1973年2月20日生	2000年4月 当社入社 2014年10月 当社ITサービスグループゼネラルマネージャー 2014年10月 当社ITサービスグループ長 2015年10月 当社執行役員情報システムグループ長 2016年9月 当社取締役情報システム管掌 2017年7月 ㈱スリーS取締役(現任) 2017年9月 クラシテ㈱取締役 2017年9月 当社常務取締役情報システム担当 2018年9月 当社常務取締役事業本部長兼IT戦略担当(現任)	(注)4	9,000
常務取締役	管理本部長	石上 明子	1973年4月2日生	1999年2月 当社入社 2004年9月 当社取締役オペレーショングループ長 2006年9月 当社常務取締役オペレーション部門統括 2011年9月 当社常務取締役コーディネートグループ長 2015年10月 当社常務取締役BPO事業本部統括 2016年9月 当社常務取締役BPO事業本部長 2018年8月 クラシテ㈱取締役(現任) 2018年8月 ㈱全日総管理取締役(現任) 2018年9月 当社常務取締役管理本部長(現任)	(注)4	162,300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	関連事業管掌	高木 章	1973年 8月28日生	2001年 1月 当社入社 2007年 7月 当社マーケティンググループゼネラルマネージャー 2008年 7月 当社マーケティンググループ長 2009年 9月 当社取締役マーケティンググループ長 2016年 4月 当社取締役事業開発部門統括兼マーケティング担当及び人事担当 2016年 9月 当社取締役人事担当兼関連事業担当 2016年 9月 クラシテ㈱取締役 2017年 7月 ㈱スリー S 代表取締役社長(現任) 2017年 8月 ㈱全日総管理取締役(現任) 2018年 8月 クラシテ㈱代表取締役社長(現任) 2018年 8月 クラシテ不動産㈱取締役(現任) 2018年 9月 当社取締役関連事業管掌(現任)	(注) 4	67,800
取締役	日本社宅ネット担当	小山 長規	1964年 9月20日生	1998年12月 当社入社取締役営業本部長 1999年 7月 当社取締役加盟店運営部長 2002年 7月 当社取締役オペレーショングループ担当 2004年 9月 当社取締役マーケティンググループ長 2006年 1月 当社取締役カスタマーサービスグループ長 2011年10月 当社執行役員日本社宅ネット統括 2015年10月 当社執行役員ネットワーク運営グループ長 2016年 9月 当社取締役日本社宅ネット担当(現任) 2017年 7月 クラシテ不動産㈱代表取締役社長(現任) 2017年 7月 ㈱スリー S 取締役(現任) 2018年 8月 ㈱全日総管理取締役(現任)	(注) 4	5,100
取締役	マーケティング担当	石上 敦司	1974年 1月29日生	1998年12月 当社入社 2011年 7月 当社マーケティンググループゼネラルマネージャー 2012年10月 当社カスタマーサービスグループ長 2015年10月 当社執行役員マーケティンググループ長 2016年 9月 当社取締役マーケティング担当(現任)	(注) 4	50,300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	経理財務担当	吉田 勇	1964年3月26日生	2005年1月 当社入社 2013年10月 当社経理財務グループゼネラルマネージャー 2015年10月 当社経理財務グループ長 2016年9月 当社執行役員経理財務担当 2017年7月 ㈱スリーS取締役(現任) 2017年9月 クラシテ㈱取締役(現任) 2017年9月 当社取締役経理財務担当(現任) 2018年8月 クラシテ不動産㈱取締役(現任)	(注)4	12,900
取締役	総務担当	田中 俊治	1955年3月25日生	1979年4月 安田火災海上保険㈱(現損害保険ジャパン日本興亜㈱)入社 2002年6月 同社秘書部長兼経営企画部担当部長 2003年4月 同社コンプライアンス部長 2005年4月 同社コンプライアンス統括部長 2006年9月 同社文書法務部長 2007年7月 同社総務部長 2009年4月 同社理事総務部長 2010年4月 同社理事業務監査部長 2012年4月 日産東京販売ホールディングス㈱常務執行役員 2012年6月 同社常務取締役 2017年2月 当社総務グループ顧問 2017年5月 当社総務グループ部長 2017年9月 クラシテ㈱取締役 2017年9月 サンネクスタリーシング㈱代表取締役(現任) 2017年9月 当社取締役総務担当(現任)	(注)4	1,700
取締役		長山 宏	1956年7月9日生	1980年4月 阪和興業㈱入社 1991年2月 三優監査法人入所 1997年2月 三優ビーディーオーコンサルティング㈱(現㈱カクシン)取締役 2003年6月 同社代表取締役 2008年11月 同社取締役 2009年9月 同社代表取締役(現任) 2010年9月 当社社外監査役 2014年9月 当社社外取締役(現任) 2016年4月 法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科 特任講師(現任)	(注)1 (注)4	2,300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		青淵 正幸	1966年12月26日生	1996年4月 信州短期大学経営学科 助手 1997年4月 信州短期大学経営学科 専任講師 2001年4月 信州短期大学経営情報学科 専任講師 2003年9月 新潟国際情報大学情報文化学部 助教授 2007年4月 立教大学経営学部・ビジネスデザイン研究科 准教授 (現任) 2015年9月 当社社外取締役 (現任)	(注) 1 (注) 4	2,300
常勤監査役		碩 修身	1948年4月5日生	1997年6月 ㈱エイブル取締役総務部長 2000年12月 ㈱サービスウェア・コーポレーション (現SCSKサービスウェア㈱) 総務部長 2007年4月 同社常勤監査役 2012年7月 当社総務人事グループ顧問 2013年9月 当社常勤監査役 (現任) 2014年9月 クラシテ㈱監査役 (現任) 2017年8月 ㈱全日総管理監査役 (現任) 2017年9月 クラシテ不動産㈱監査役 (現任)	(注) 5	
常勤監査役		宮川 洋一	1958年12月2日生	1982年4月 味の素㈱入社 1992年9月 味の素ベトナム(有)販売部長 2009年7月 味の素㈱川崎事業所次長兼 総務・エリア管理部長 2013年7月 味の素エンジニアリング㈱ 取締役常務執行役員 2017年7月 当社監査役付顧問 2017年8月 ㈱スリー S 監査役 (現任) 2017年9月 クラシテ㈱監査役 2017年9月 当社常勤社外監査役 (現任)	(注) 2 (注) 5	
監査役		中西 康晴	1954年3月9日生	1980年4月 弁護士登録 市川照己法律事務所勤務 1983年4月 小林・中西法律事務所開設 1992年4月 中西法律事務所開設 1998年10月 当社社外監査役 (現任) 2000年4月 扶桑合同法律事務所パートナー (現任)	(注) 2 (注) 6	12,000
監査役		笹本 憲一	1951年5月25日生	1977年9月 日本大学講師 1980年6月 監査法人中央会計事務所 入所 1992年9月 社員就任 (当時中央新光監査法人) 1998年9月 代表社員就任 (当時中央監査法人、1999年より中央青山監査法人) 2007年7月 監査法人 A & A パートナーズ パートナー 2014年9月 当社社外監査役 (現任) 2016年10月 公認会計士笹本憲一事務所 代表 (現任) 2018年6月 ㈱東葛ホールディングス 社外監査役 (現任)	(注) 2 (注) 6	
計						1,108,600

- (注) 1. 取締役長山宏及び取締役青淵正幸は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役宮川洋一、監査役中西康晴及び監査役笹本憲一は、社外監査役であります。
 3. 取締役石上敦司は、常務取締役石上明子の配偶者であります。
 4. 2017年9月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 5. 2017年9月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 6. 2014年9月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

2. 当社は、2018年9月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役10名選任の件」、「監査役2名選任の件」及び「補欠監査役1名選任の件」を提案しております。当該議案が原案どおりに承認可決されますと、当社の役員状況は、以下のとおりとなる予定です。なお、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項(役職等)も含めて記載しております。

男性13名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		笹 晃弘	1963年4月22日生	1999年6月 当社取締役 2000年9月 当社専務取締役 2001年9月 当社代表取締役専務 2002年7月 当社代表取締役社長(現任) 2006年9月 クラシテ㈱代表取締役社長 2017年7月 ㈱スリー S 取締役 2017年9月 クラシテ㈱代表取締役 CEO 2018年8月 クラシテ㈱取締役(現任)	(注) 4	782,900
常務取締役	事業本部長兼 IT戦略担当	市原 康太郎	1973年2月20日生	2000年4月 当社入社 2014年10月 当社 IT サービスグループゼネラルマネージャー 2014年10月 当社 IT サービスグループ長 2015年10月 当社執行役員情報システムグループ長 2016年9月 当社取締役情報システム管掌 2017年7月 ㈱スリー S 取締役(現任) 2017年9月 クラシテ㈱取締役 2017年9月 当社常務取締役情報システム担当 2018年9月 当社常務取締役事業本部長兼 IT 戦略担当(現任)	(注) 4	9,000
常務取締役	管理本部長	石上 明子	1973年4月2日生	1999年2月 当社入社 2004年9月 当社取締役オペレーショングループ長 2006年9月 当社常務取締役オペレーション部門統括 2011年9月 当社常務取締役コーディネートグループ長 2015年10月 当社常務取締役 BPO 事業本部統括 2016年9月 当社常務取締役 BPO 事業本部長 2018年8月 クラシテ㈱取締役(現任) 2018年8月 ㈱全日総管理取締役(現任) 2018年9月 当社常務取締役管理本部長(現任)	(注) 4	162,300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	関連事業管掌	高木 章	1973年 8月28日生	2001年 1月 当社入社 2007年 7月 当社マーケティンググループゼネラルマネージャー 2008年 7月 当社マーケティンググループ長 2009年 9月 当社取締役マーケティンググループ長 2016年 4月 当社取締役事業開発部門統括兼マーケティング担当及び人事担当 2016年 9月 当社取締役人事担当兼関連事業担当 2016年 9月 クラシテ㈱取締役 2017年 7月 ㈱スリー S 代表取締役社長(現任) 2017年 8月 ㈱全日総管理取締役(現任) 2018年 8月 クラシテ㈱代表取締役社長(現任) 2018年 8月 クラシテ不動産㈱取締役(現任) 2018年 9月 当社取締役関連事業管掌 2018年 9月 当社常務取締役関連事業管掌(現任)	(注) 4	67,800
取締役	日本社宅ネット担当	小山 長規	1964年 9月20日生	1998年12月 当社入社取締役営業本部長 1999年 7月 当社取締役加盟店運営部長 2002年 7月 当社取締役オペレーショングループ担当 2004年 9月 当社取締役マーケティンググループ長 2006年 1月 当社取締役カスタマーサービスグループ長 2011年10月 当社執行役員日本社宅ネット統括 2015年10月 当社執行役員ネットワーク運営グループ長 2016年 9月 当社取締役日本社宅ネット担当(現任) 2017年 7月 クラシテ不動産㈱代表取締役社長(現任) 2017年 7月 ㈱スリー S 取締役(現任) 2018年 8月 ㈱全日総管理取締役(現任)	(注) 4	5,100
取締役	マーケティング担当	石上 敦司	1974年 1月29日生	1998年12月 当社入社 2011年 7月 当社マーケティンググループゼネラルマネージャー 2012年10月 当社カスタマーサービスグループ長 2015年10月 当社執行役員マーケティンググループ長 2016年 9月 当社取締役マーケティング担当(現任)	(注) 4	50,300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	経理財務担当	吉田 勇	1964年3月26日生	2005年1月 当社入社 2013年10月 当社経理財務グループゼネラルマネージャー 2015年10月 当社経理財務グループ長 2016年9月 当社執行役員経理財務担当 2017年7月 ㈱スリーS取締役(現任) 2017年9月 クラシテ㈱取締役(現任) 2017年9月 当社取締役経理財務担当(現任) 2018年8月 クラシテ不動産㈱取締役(現任)	(注)4	12,900
取締役	総務担当	田中 俊治	1955年3月25日生	1979年4月 安田火災海上保険㈱(現損害保険ジャパン日本興亜㈱)入社 2002年6月 同社秘書部長兼経営企画部担当部長 2003年4月 同社コンプライアンス部長 2005年4月 同社コンプライアンス統括部長 2006年9月 同社文書法務部長 2007年7月 同社総務部長 2009年4月 同社理事総務部長 2010年4月 同社理事業務監査部長 2012年4月 日産東京販売ホールディングス㈱常務執行役員 2012年6月 同社常務取締役 2017年2月 当社総務グループ顧問 2017年5月 当社総務グループ部長 2017年9月 クラシテ㈱取締役 2017年9月 サンネクスタリーシング㈱代表取締役(現任) 2017年9月 当社取締役総務担当(現任)	(注)4	1,700
取締役		長山 宏	1956年7月9日生	1980年4月 阪和興業㈱入社 1991年2月 三優監査法人入所 1997年2月 三優ビーディーオーコンサルティング㈱(現㈱カクシン)取締役 2003年6月 同社代表取締役 2008年11月 同社取締役 2009年9月 同社代表取締役(現任) 2010年9月 当社社外監査役 2014年9月 当社社外取締役(現任) 2016年4月 法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科 特任講師(現任)	(注)1 (注)4	2,300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		青淵 正幸	1966年12月26日生	1996年4月 信州短期大学経営学科 助手 1997年4月 信州短期大学経営学科 専任講師 2001年4月 信州短期大学経営情報学科 専任講師 2003年9月 新潟国際情報大学情報文化学部 助教授 2007年4月 立教大学経営学部・ビジネスデザイン研究科 准教授 (現任) 2015年9月 当社社外取締役 (現任)	(注) 1 (注) 4	2,300
常勤監査役		碩 修身	1948年4月5日生	1997年6月 ㈱エイブル取締役総務部長 2000年12月 ㈱サービスウェア・コーポレーション (現SCSKサービスウェア㈱) 総務部長 2007年4月 同社常勤監査役 2012年7月 当社総務人事グループ顧問 2013年9月 当社常勤監査役 (現任) 2014年9月 クラシテ㈱監査役 (現任) 2017年8月 ㈱全日総管理監査役 (現任) 2017年9月 クラシテ不動産㈱監査役 (現任)	(注) 5	
常勤監査役		宮川 洋一	1958年12月2日生	1982年4月 味の素㈱入社 1992年9月 味の素ベトナム(有)販売部長 2009年7月 味の素㈱川崎事業所次長兼 総務・エリア管理部長 2013年7月 味の素エンジニアリング㈱ 取締役常務執行役員 2017年7月 当社監査役付顧問 2017年8月 ㈱スリー S 監査役 (現任) 2017年9月 クラシテ㈱監査役 2017年9月 当社常勤社外監査役 (現任)	(注) 2 (注) 5	
監査役		中西 康晴	1954年3月9日生	1980年4月 弁護士登録 市川照己法律事務所勤務 1983年4月 小林・中西法律事務所開設 1992年4月 中西法律事務所開設 1998年10月 当社社外監査役 (現任) 2000年4月 扶桑合同法律事務所パートナー (現任)	(注) 2 (注) 6	12,000
監査役		笹本 憲一	1951年5月25日生	1977年9月 日本大学講師 1980年6月 監査法人中央会計事務所 入所 1992年9月 社員就任 (当時中央新光監査法人) 1998年9月 代表社員就任 (当時中央監査法人、1999年より中央青山監査法人) 2007年7月 監査法人 A & A パートナーズ パートナー 2014年9月 当社社外監査役 (現任) 2016年10月 公認会計士笹本憲一事務所 代表 (現任) 2018年6月 ㈱東葛ホールディングス 社外監査役 (現任)	(注) 2 (注) 6	
計						1,108,600

- (注) 1. 取締役長山宏及び取締役青淵正幸は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役宮川洋一、監査役中西康晴及び監査役笹本憲一は、社外監査役であります。
 3. 取締役石上敦司は、常務取締役石上明子の配偶者であります。
 4. 2018年9月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 5. 2017年9月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 6. 2018年9月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 7. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。
 補欠監査役の略歴等は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
豊 英二	1958年6月9日生	1982年4月 味の素(株)入社 2011年7月 味の素ファインテクノ(株)取 締役執行役員総務部長 2015年7月 同社取締役常務執行役員総 務部長兼監査部長 2018年7月 当社監査役付顧問 2018年8月 クラシテ(株)常勤監査役 (現任) 2018年8月 (株)全日総管理監査役 (現任) 2018年8月 クラシテ不動産(株)監査役 (現任)	

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、「お客様に最高の満足と集う人々の幸福の創造と拡大をし続け、夢の総和の実現をはかる」という存在理念のもと、持続的な成長と企業市民としての社会的な存在価値及び中長期的な企業価値を向上させることを目的として、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。この方針を支えるコーポレートガバナンスの重要性を充分認識し、経営の公正性、透明性を確保するとともに、迅速な意思決定の維持・向上に努めることがコーポレートガバナンスの基本であると考えております。

当社は、引き続き企業倫理と法令遵守の徹底及び内部統制の強化を推進するとともに、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会の様々なステークホルダーに適正な利益を継続的に確保・還元するための企業価値の拡大に努め、その責任を果たしてまいります。

企業統治の体制

(イ) 企業統治の体制の概要

当社は、会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役のほか、監査役会及び会計監査人を設置しております。それ以外の機関として、経営会議、委員会（内部統制委員会、リスク管理委員会他）を設置しております。

1. 取締役会（月1回開催）

経営の意思決定を迅速に行うために、取締役の定員を10名以内とし、「企業価値向上」のための経営方針、事業計画、組織及び財務状況等の施策や業務執行に関する重要事項について、法令・定款の定めはもとより、コーポレート・ガバナンス・コード等をふまえた取締役会規程に基づいて決定を行うとともに、当社及び子会社の業務執行状況の確認、監督に努めております。

2. 経営会議（月2回開催）

主に取締役会メンバー（うち、1回は部門マネージャー参加）で構成し、方針の伝達・徹底、業務成果の検証、問題点の把握など、情報の共有化を図るとともに、経営及び業務執行に関する重要な事項について審議し、または報告を受け、審議事項については、経営会議構成員が審議を尽くし、合議の上で決定しております。

また、内部統制の状況を経営的視点から、組織が健全かつ効率的に運営され、各部署が定めた所定の基準や手続きに基づいて管理・監視ができていないかを牽制し、コンプライアンス意識の向上につなげるための機構としております。

3. 監査役会（月1回開催）

監査役4名（うち3名は社外監査役）で構成され、監査役会規程に基づき、独立した立場から取締役の職務執行の監視、監督を行っております。

4. 内部統制委員会（年4回開催）

主に取締役会メンバーで構成し、内部統制の状況を経営的視点から、組織が健全かつ効率的に運営され、各部署が定めた所定の基準や手続きに基づいて管理・監視ができていないかを牽制し、コンプライアンス意識の向上につなげるための活動を行っております。

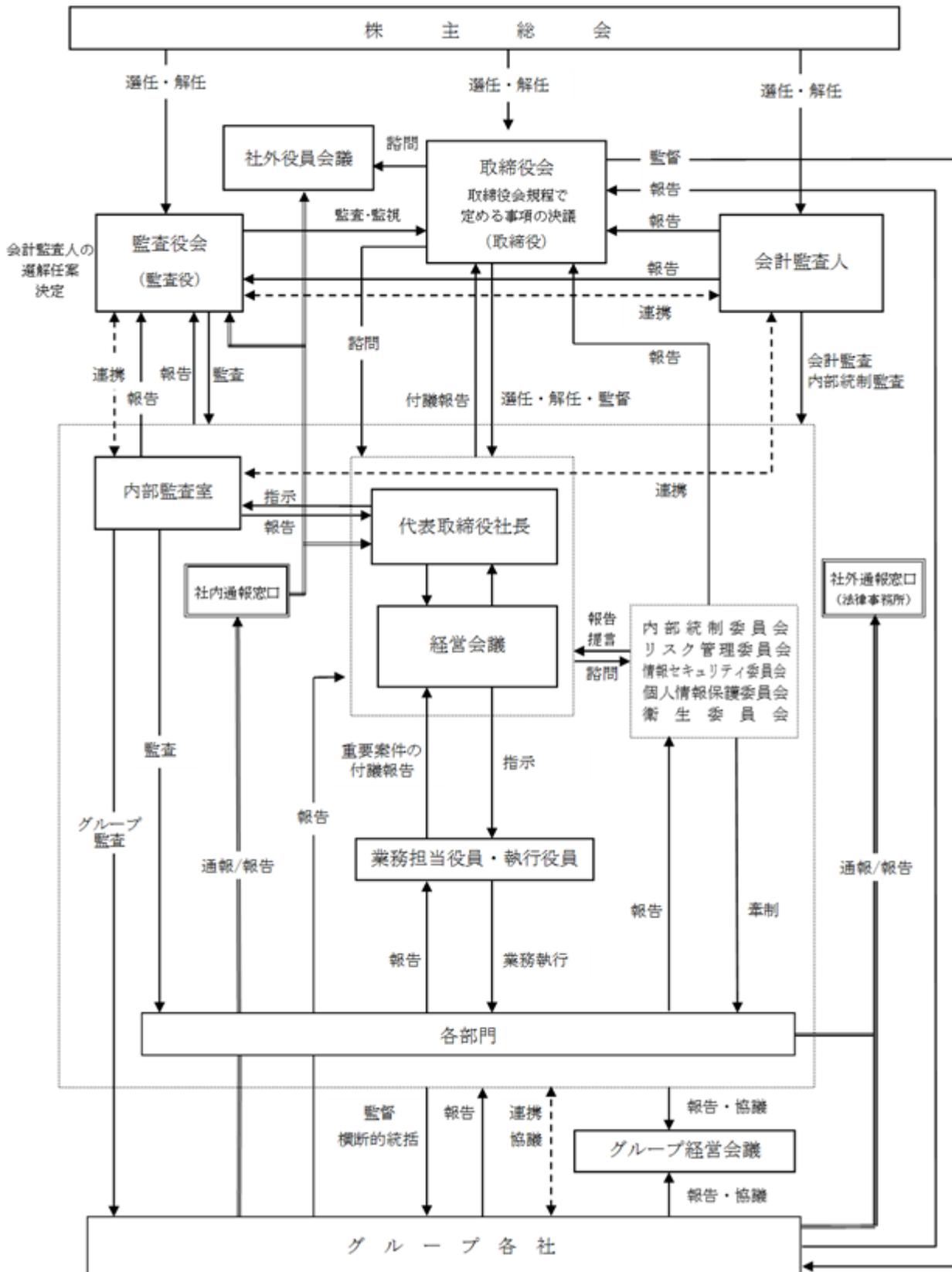
5. リスク管理委員会（四半期に1回開催）

当社の持続的な成長を図ることを目的に、主に部門マネージャーで構成され、組織目標の達成を阻害する要因であるリスクを識別・分類・分析し、リスクがもたらす影響や発生可能性を考慮して、回避・低減・移転・受容等の対応を明確にすることを基本としております。なお、全社リスク管理委員会の下部組織として、各部門の運営により、部門リスク管理委員会を毎月1回開催し、モニタリング活動を中心に行っております。

(ロ) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会の合議制による意思決定と監査役による経営監視機能、後述の内部統制システムによる牽制機能が働くことで、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能かつ有効に発揮できるものと判断し、上記体制を採用しております。

(八) 内部統制の概要図



(二) 内部統制システムの整備の状況

当社は、アウトソーシングサービス産業の一員として、グループ会社の企業活動を支えている全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期にわたり持続性の高い成長を遂げていくために、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠と認識しております。

2016年6月には当社のコーポレート・ガバナンスの考え方や枠組みを示し、全ての役職員の行動の指針として「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を策定し、さらに、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」（2017年3月経済産業省）等を踏まえて、一部改定しております。

当該方針を踏まえ、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり決定し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、安心と信頼を高め、企業価値の向上を図ってまいります。

本基本方針の概要は次のとおりであります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員に期待する行動指針の一つとして行動規範を定めて周知徹底し、高い倫理観と社会的良識をもって行動する企業風土を醸成し、堅持する。コンプライアンス体制の構築・維持については、本社に担当役員を任命し、取組む。

担当役員は、当社及び当社子会社の取締役及び従業員の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理する。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。

当社及び当社子会社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対しては、社内相談・通報窓口であるホットラインと、社外通報窓口であるコンプライアンス・ホットラインの2つの形態を設置し、内部通報しやすくする環境を整備する。併せて通報したことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

内部監査室は、法令及び定款の遵守状況の有効性について監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、総務部門を管掌する取締役を担当役員とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を社内規程において定める。責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存・管理する。その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

3. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社を含むグループの財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。

また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。

内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

4. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

取締役および従業員は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。

反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、行動規範等において反社会的勢力との関わりについて定め、情報収集や社内研修の実施を通して反社会的勢力の排除に向けて全社的に取組む。

反社会的勢力に対しては、総務部門を担当部署とし、情報を一元管理するとともに、警察等の外部機関の連携強化に努め、情報収集や社内研修の実施を通して、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

5. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体の経営上のリスクの分析及び対策については、適切なリスクマネジメントを行うために全社的なリスク管理に関する規程を定め、必要な管理機構を整備し、リスクの抽出と評価、その対応について統合的に点検管理し改善を推進する。取締役会では、明示的に抽出されたグループ全体のリスクの状況についてモニタリングを行うとともに、経営資源配分等に結び付けて体系的に統合管理を推進する。実態的にリスク管理する機構については、全社リスク管理委員会を担当委員会として位置付け、日常的・継続的なビジネスリスクのモニタリングを担う下部機関として部門リスク管理委員会を設置して業務執行に係る各種リスクを統合管理する。

経営上の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。

6. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては定時取締役会を月1回、当社子会社においては当該子会社の規模及び特性に応じて適時開催し、業務遂行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、当社においては経営会議を月1回以上、当社子会社においては経営会議若しくはそれに準じた会議体を適宜開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。

当社は、当社の職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行い、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとする。業務管理に関しては、当社グループ全体の中期経営計画を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、その達成に向けた対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。

7. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行に関し、事業全般に対して責任あるガバナンスが確保できるよう監督を行う。グループ企業に共通する管理機構の制定、整備及びグループ経営に関する事項全般の統括は、管理部門がこれにあたる。グループ企業の経営については、その自主性を尊重するとともに、主管部門との間で事業内容及び業績について定期的な報告を行い、重要事項については事前協議を行う。

また、監査役及び内部監査部門は定期的な監査を行い、必要に応じて監査役会と適切な連携をとるものとする。

8. 監査役がその職務を補助すべき従業員をおくことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員を置き、対応することとする。

9. 前号の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査役を補助する従業員は、監査役の指示に従い業務を遂行し、当該従業員の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とする。

10. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、当社及び当社子会社の取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。当社及び当社子会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。

また、監査役はいつでも必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。

なお、監査役へ報告をしたこれらの者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益をも課してはならない。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

また、監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い等の処理については、速やかに当該費用または債務を処理する。

(ホ) リスク管理体制の整備の状況

当社の業務執行に係るリスクを以下のとおり認識し、リスク担当部署を定め、規程、規則及びガイドラインを策定するとともに、横断的なリスク管理体制を構築しております。

1. コンプライアンス上のリスク

健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制の徹底を図るため、コンプライアンス担当役員を中心として、全社的な牽制強化と教育の推進に注力しております。

2. 情報セキュリティ上のリスク

情報保護に関しては、個人情報保護方針及び情報セキュリティポリシーを定め、個人情報の漏洩を未然に防止するとともに、情報資産の管理については所轄部署である情報管理部門がコンピューターのセキュリティを強化し、情報漏洩及び不正アクセスを防止しております。

3. 品質上のリスク

当社独自のサービスの品質を保証できる仕組みづくりに磨きをかけ、かつサービスの規格をいつでも再設計できる機能を強化し、顧客満足最大化を図っております。

4. 財産保全上のリスク

与信管理規程、購買管理規程などに基づく取引先情報のモニタリング管理を徹底し、貸倒損失等の発生を未然に防止する体制に努めております。

5. 災害及び事故のリスク

危機管理規程に基づき、災害発生時の対処方法及び緊急対応マニュアルの策定を図り、災害発生時の被害を最小限に留める訓練を継続的に実施しております。

(ヘ) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年9月25日開催の定時株主総会において、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲を、取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲を変更しております。

そのため、当社は、社外取締役及び社外監査役の招聘や、期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として、取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役と責任限定契約を締結しております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査については、内部監査部門である内部監査室が社長直属の機関として機能しており、現在は担当者2名が専従しております。内部監査室は、会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化及び能率の増進に資することを目的として、事業年度毎に作成される内部監査計画に基づく監査と、社長特命により臨時の内部監査を実施しており、常勤監査役及び内部統制部門と連携しております。

監査役会は、当有価証券報告書提出日現在において、常勤監査役2名(うち社外監査役1名)と非常勤監査役2名(社外監査役)の計4名で構成され、取締役からの報告、取締役会をはじめとした監査役が出席したその他会議の内容や、内部監査室との連携等により取締役及び取締役会の業務執行を監視しております。また、会計監査人及び内部統制部門との連携を密にしながら、法令・定款に準拠した監査方針を定め、各監査役の報告に基づき監査意見を形成しております。

なお、監査役の笹本憲一氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役及び社外監査役は、次のとおりであります。

社外取締役 長山宏、青淵正幸
社外監査役 宮川洋一、中西康晴、笹本憲一

1. 社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

当社社外取締役及び社外監査役は、法令、会計等に関する幅広い経験と豊富な見識等に基づき、専門的かつ客観的な視点から取締役の職務遂行を監視し、経営の透明性を高める重要な役割を担っております。

なお、当社社外取締役及び社外監査役は、当社と取引関係がなく、一般株主の利益を害さない適正な独立性を確保しております。

2. 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方

当社では、株主の負託を受けた独立機関として中立・公正な見地からの経営監視機能を期待し、社外より取締役2名及び監査役3名を選任しております。

3. 社外取締役及び社外監査役との関係

当社と社外取締役及び社外監査役との間に人的関係はありません。

当社と社外取締役及び社外監査役との資本的関係につきましては、「第4 提出会社の状況 5. 役員の状況」のとおり当社の株式を保有しております。

4. 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行い、適宜そのフィードバックを受けることで、内部監査部門や会計監査人と相互に連携を図っております。

社外監査役は、内部監査及び内部統制を担当している内部監査室及び会計監査人との緊密な連携を保つために定期的な情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

5. 社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針を定めておりませんが、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、会社法や株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準等を参考にしております。なお、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の指定にあたっては、次の事項に該当する場合において独立性がないものとしております。

- a. 当社の親会社または兄弟会社の業務執行者
- b. 当社の主要取引先の業務執行者
- c. 当社が多額の金銭（役員報酬以外）等を支払っているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- d. 当社の議決権総数の3分の1以上の株式を保有する主要株主及びその業務執行取締役、執行役、社員である者または業務執行取締役、執行役、社員であった者
- e. 近年（判断時点より過去1年）において上記aからdに該当していた者
- f. 近親者（aからeに該当する者の2親等以内の親族、当社及び子会社の取締役並びに社員（マネージャー職以上）の2親等以内の親族（判断時点より過去1年における該当者を含む））
- g. 社外取締役及び社外監査役の在任期間が継続して9年超の者

役員報酬等

1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等の総額は、以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	譲渡制限付 株式報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	153,355	99,803	7,865	15,252	30,435	8
監査役 (社外監査役を除く)	11,134	10,392	742	-	-	1
社外役員	24,441	22,005	1,780	656	-	5

2. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

3. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

4. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員報酬等は、定額の基本報酬、株式報酬型ストックオプション、譲渡制限付株式報酬及び賞与から構成され、連結ベースの業績及び本人の貢献度を踏まえ決定しております。

当社役員の報酬額については、2012年9月27日開催の第14期定時株主総会において、役員賞与を含めた取締役の報酬額等を年額200,000千円以内、役員賞与を含めた監査役の報酬額等を年額100,000千円以内としてご承認をいただいております。また、2011年9月28日開催の第13期及び2016年9月28日開催の第18期定時株主総会においては、これらとは別枠で株式報酬型ストックオプションによる当社の取締役及び監査役の報酬等の額として、取締役については年額100,000千円以内（うち、社外取締役分は10,000千円以内）、監査役については年額50,000千円以内（うち、社外監査役分は4,000千円以内）とする報酬限度額のご承認をいただいております。

なお、当社取締役に対する譲渡制限付株式が付与される事業年度においては、短期の賞与型インセンティブ株式報酬型ストックオプションの発行は行なわないものとしております。

株式の保有状況

1. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 12銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 2,286,834千円

2. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
 前事業年度
 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社ベネフィット・ワン	347,000	1,558,030	業務提携関係の維持・強化
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	117,000	32,175	業務提携関係の維持・強化
株式会社山善	9,639	10,979	取引関係の維持・強化
スタートコーポレーション株式会社	1,000	2,671	業界動向の情報収集
株式会社リログループ (注) 1	1,000	2,187	業界動向の情報収集
大東建託株式会社	100	1,749	業界動向の情報収集
株式会社共立メンテナンス (注) 2	288	940	業界動向の情報収集
ライク株式会社 (注) 3	200	636	業界動向の情報収集
東急不動産ホールディングス株式会社	633	420	業界動向の情報収集
リベステ株式会社	200	169	業界動向の情報収集
宝印刷株式会社	100	162	業界動向の情報収集
株式会社インテリックス	100	83	業界動向の情報収集
エリアリンク株式会社 (注) 4	40	58	業界動向の情報収集

- (注) 1. 株式会社リロ・ホールディングスは、商号変更によって、2016年7月1日付でリログループ株式会社となっております。また、2017年4月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を実施しています。
2. 株式会社共立メンテナンスは、2017年4月1日付で普通株式1株につき0.1株の割合で株式併合を実施しています。
3. ジェイコムホールディングス(株)は、商号変更によって、2016年12月1日付でライク株式会社となっております。
4. エリアリンク株式会社は、2016年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しています。

当事業年度
 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社ベネフィット・ワン (注) 1	694,000	2,172,220	業務提携関係の維持・強化
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	117,000	103,662	業務提携関係の維持・強化
株式会社リログループ	1,000	2,924	業界動向の情報収集
スタートコーポレーション株式会社	1,000	2,701	業界動向の情報収集
大東建託株式会社	100	1,801	業界動向の情報収集
株式会社共立メンテナンス	288	1,751	業界動向の情報収集
ライク株式会社 (注) 2	400	694	業界動向の情報収集
東急不動産ホールディングス株式会社	633	495	業界動向の情報収集
リベステ株式会社	200	184	業界動向の情報収集
宝印刷株式会社	100	183	業界動向の情報収集
エリアリンク株式会社	40	122	業界動向の情報収集
株式会社インテリックス	100	96	業界動向の情報収集

(注) 1. 株式会社ベネフィット・ワンは、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しています。

2. ライク株式会社は、2017年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しています。

3. 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額該当事項はありません。

会計監査の状況

有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題についても随時相談・検討を実施しております。

(業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人)

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員 岩出 博男	有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員 和久 友子	有限責任 あずさ監査法人

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には、公認会計士5名及びその他5名を主たる構成員として、システム専門家等の補助者も加えて構成されております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

1. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、企業環境の変化に対応し、機動的な経営を遂行することを目的とするものであります。

2. 中間配当

当社は、中間配当について、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	23,000	-	23,700	-
連結子会社	-	-	-	-
計	23,000	-	23,700	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、会社の規模・業務の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2017年7月1日から2018年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2017年7月1日から2018年6月30日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報の入手等に努めております。

また、最新の情報を入手するため、監査法人等が開催する研修等による情報収集活動に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年6月30日)	当連結会計年度 (2018年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,592,824	2,630,542
売掛金	227,281	301,823
未収入金	310,582	203,994
営業立替金	1,335,883	1,319,865
商品及び製品	9,638	1,529
販売用不動産	31,554	275,823
仕掛品	4,308	6,260
原材料及び貯蔵品	7,938	10,699
繰延税金資産	48,386	51,464
その他	100,505	81,881
貸倒引当金	2,771	2,702
流動資産合計	4,666,132	4,881,183
固定資産		
有形固定資産		
建物	172,646	296,407
減価償却累計額	137,777	177,235
建物(純額)	34,868	119,172
工具、器具及び備品	242,644	261,961
減価償却累計額	170,432	201,775
工具、器具及び備品(純額)	72,211	60,185
土地	20,697	509,937
リース資産	8,069	8,069
減価償却累計額	4,438	6,052
リース資産(純額)	3,631	2,017
有形固定資産合計	131,409	691,312
無形固定資産		
のれん	-	306,229
その他	191,489	147,000
無形固定資産合計	191,489	453,230
投資その他の資産		
投資有価証券	1,611,422	2,287,994
長期貸付金	5,765	-
関係会社株式	5,000	3,000
破産更生債権等	98,000	92,427
繰延税金資産	80,216	81,001
その他	205,180	159,590
貸倒引当金	80,000	80,000
投資その他の資産合計	1,925,584	2,544,014
固定資産合計	2,248,483	3,688,558
資産合計	6,914,615	8,569,742

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年6月30日)	当連結会計年度 (2018年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	195,353	289,876
未払金	297,085	351,771
未払法人税等	186,373	171,486
営業預り金	606,966	616,407
預り金	41,673	70,209
前受金	326,731	331,491
賞与引当金	33,698	31,470
役員賞与引当金	27,190	31,155
その他	191,230	226,669
流動負債合計	1,906,302	2,120,538
固定負債		
退職給付に係る負債	183,439	189,628
繰延税金負債	360,959	612,597
その他	2,209	6,725
固定負債合計	546,607	808,950
負債合計	2,452,910	2,929,489
純資産の部		
株主資本		
資本金	713,216	738,722
資本剰余金	460,465	929,872
利益剰余金	2,524,387	2,889,773
自己株式	288,688	459,466
株主資本合計	3,409,379	4,098,901
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	968,226	1,440,654
その他の包括利益累計額合計	968,226	1,440,654
新株予約権	84,100	100,697
純資産合計	4,461,705	5,640,252
負債純資産合計	6,914,615	8,569,742

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
売上高	7,348,548	7,882,057
売上原価	5,741,616	6,075,090
売上総利益	1,606,931	1,806,967
販売費及び一般管理費		
役員報酬	123,909	176,332
給料及び手当	180,941	214,829
賞与引当金繰入額	5,471	2,957
役員賞与引当金繰入額	26,740	31,155
貸倒引当金繰入額	2	15
退職給付費用	132	284
のれん償却額	-	33,788
その他	457,620	540,366
販売費及び一般管理費合計	794,812	999,699
営業利益	812,118	807,267
営業外収益		
受取利息	1,470	41
受取配当金	18,255	21,909
投資事業組合運用益	1,541	3,530
受取手数料	-	40,427
補助金収入	5,344	7,116
その他	4,189	7,060
営業外収益合計	30,802	80,085
営業外費用		
支払利息	52	1,747
支払手数料	-	8,786
その他	802	6,471
営業外費用合計	854	17,005
経常利益	842,066	870,348
特別利益		
固定資産売却益	-	1,319
投資有価証券売却益	2,260	2,651
新株予約権戻入益	1,373	1,008
特別利益合計	3,973	10,718
特別損失		
固定資産除却損	3,730	3,4
貸倒引当金繰入額	4,35,000	-
貸倒損失	-	5,3,984
特別損失合計	35,730	3,988
税金等調整前当期純利益	810,309	877,078
法人税、住民税及び事業税	303,516	303,163
法人税等調整額	13,192	4,374
法人税等合計	290,323	307,538
当期純利益	519,985	569,540
親会社株主に帰属する当期純利益	519,985	569,540

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
当期純利益	519,985	569,540
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	355,876	472,428
その他の包括利益合計	355,876	472,428
包括利益	875,861	1,041,968
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	875,861	1,041,968
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2016年7月1日 至2017年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	666,521	471,828	2,515,837	712,288	2,941,898
当期変動額					
新株の発行	46,694	46,694			93,389
剰余金の配当			145,893		145,893
親会社株主に帰属する 当期純利益			519,985		519,985
株式交換による変動					-
連結範囲の変動					-
自己株式の取得					-
自己株式の消却		58,057	365,542	423,600	-
その他					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	46,694	11,362	8,549	423,600	467,481
当期末残高	713,216	460,465	2,524,387	288,688	3,409,379

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	612,349	612,349	76,827	3,631,075
当期変動額				
新株の発行				93,389
剰余金の配当				145,893
親会社株主に帰属する 当期純利益				519,985
株式交換による変動				-
連結範囲の変動				-
自己株式の取得				-
自己株式の消却				-
その他				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	355,876	355,876	7,272	363,148
当期変動額合計	355,876	355,876	7,272	830,630
当期末残高	968,226	968,226	84,100	4,461,705

当連結会計年度（自2017年7月1日 至2018年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	713,216	460,465	2,524,387	288,688	3,409,379
当期変動額					
新株の発行	25,506	25,506			51,012
剰余金の配当			214,492		214,492
親会社株主に帰属する 当期純利益			569,540		569,540
株式交換による変動		443,900		147,688	591,589
連結範囲の変動			9,076		9,076
自己株式の取得				318,466	318,466
自己株式の消却					-
その他			1,262		1,262
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	25,506	469,406	365,386	170,777	689,521
当期末残高	738,722	929,872	2,889,773	459,466	4,098,901

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	968,226	968,226	84,100	4,461,705
当期変動額				
新株の発行				51,012
剰余金の配当				214,492
親会社株主に帰属する 当期純利益				569,540
株式交換による変動				591,589
連結範囲の変動				9,076
自己株式の取得				318,466
自己株式の消却				-
その他				1,262
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	472,428	472,428	16,596	489,025
当期変動額合計	472,428	472,428	16,596	1,178,547
当期末残高	1,440,654	1,440,654	100,697	5,640,252

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	810,309	877,078
減価償却費	102,938	100,262
のれん償却額	-	33,788
新株予約権戻入益	1,373	1,008
貸倒引当金の増減額(は減少)	34,997	59
賞与引当金の増減額(は減少)	850	2,227
役員賞与引当金の増減額(は減少)	2,061	3,964
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	9,185	6,189
株式報酬費用	34,277	51,559
受取利息及び受取配当金	19,726	21,951
支払利息	2,021	3,546
固定資産売却損益(は益)	-	3,190
投資有価証券売却損益(は益)	2,600	6,519
投資事業組合運用損益(は益)	1,541	3,530
固定資産除却損	730	4
貸倒損失	-	3,984
売上債権の増減額(は増加)	16,599	32,918
仕入債務の増減額(は減少)	54,191	88,626
営業立替金の増減額(は増加)	27,876	16,018
たな卸資産の増減額(は増加)	15,316	223,673
前受金の増減額(は減少)	10,625	17,573
営業預り金の増減額(は減少)	10,674	5,725
その他	26,806	114,023
小計	952,153	992,118
利息及び配当金の受取額	19,910	22,013
利息の支払額	2,021	3,546
法人税等の支払額	318,866	337,792
営業活動によるキャッシュ・フロー	651,175	672,793
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2	2
有形固定資産の取得による支出	75,872	80,377
無形固定資産の取得による支出	57,987	22,932
有形固定資産の売却による収入	-	13,560
投資有価証券の取得による支出	404	194
投資有価証券の売却による収入	5,852	11,397
関係会社株式の取得による支出	2,000	-
貸付けによる支出	6,535	-
貸付金の回収による収入	98,089	10,947
保険積立金の解約による収入	-	156,144
その他	1,180	11,301
投資活動によるキャッシュ・フロー	40,041	99,844

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	-	3,937
長期借入金の返済による支出	-	283,722
リース債務の返済による支出	1,743	1,762
株式の発行による収入	63,741	16,050
自己株式の取得による支出	-	318,466
配当金の支払額	145,675	213,713
財務活動によるキャッシュ・フロー	83,677	805,550
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	527,455	32,912
現金及び現金同等物の期首残高	2,041,093	2,568,549
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	12,807
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	1,199
株式交換による現金及び現金同等物の増加額	-	2,82,236
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,568,549	1 2,606,265

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

クラシテ株式会社

クラシテ不動産株式会社

株式会社全日総管理

株式会社スリー S

なお、当連結会計年度より、株式会社全日総管理の株式を取得し子会社化したため、また、株式会社スリー Sは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称

サンネクスタリーシング株式会社

クラシテリノベーション株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

サンネクスタリーシング株式会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等からみて、連結の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

クラシテリノベーション株式会社は、2017年7月1日より清算手続きを開始しており、質的・量的な重要性の観点から、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の数 3社

会社等の名称

サンネクスタリーシング株式会社(非連結子会社)

(持分法を適用していない理由)

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

クラシテリノベーション株式会社(非連結子会社)

(持分法を適用していない理由)

2017年7月1日より清算手続きを開始しており、質的・量的な重要性の観点から、持分法の適用範囲から除外しております。

スマートセキュリティサービス株式会社(関連会社)

(持分法を適用していない理由)

2017年7月1日より清算手続きを開始しており、質的・量的な重要性の観点から、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日において入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

商品

主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

販売用不動産

主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品

主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建物（建物附属設備は除く）

イ1998年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ロ1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの

旧定額法

ハ2007年4月1日以降に取得したもの

定額法

建物以外

イ2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ロ2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を適用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、支出時に費用処理しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～8年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース資産に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発生する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。なお、株式会社全日総管理の株式取得に対して発生したのれんは、10年間で均等償却をおこなっております。

(6)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1)概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2)適用予定日

2019年6月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響は評価中です。

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用して認識されません。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

適用時期については、現在検討中であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年6月30日)	当連結会計年度 (2018年6月30日)
関係会社株式	5,000千円	3,000千円

(連結損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
船舶		1,229千円
車両運搬具		1,961
計		3,190

2 投資有価証券売却益

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

当社の保有するブックオフコーポレーション株式会社及び株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの株式売却によるものであります。

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

当社の保有する株式会社山善の株式売却によるものであります。

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
建物	634千円	建物 - 千円
工具、器具及び備品	96	工具、器具及び備品 4
計	730	計 4

4 貸倒引当金繰入額

前連結会計年度の貸倒引当金繰入額は、関連会社であるスマートセキュリティサービス株式会社が、2017年6月30日付解散に伴い清算手続きを開始したことから、同社に対する長期貸付金を破産更生債権等に振り替え、清算手続きに基づいた回収不能と見込まれる金額を80,000千円とし、当該回収不能額(80,000千円)と既に計上している貸倒引当金繰入額(45,000千円)との差額35,000千円を貸倒引当金繰入額として計上したものであります。

5 貸倒損失

連結子会社であるクラシテ株式会社による貸付金の内、回収不能額3,984千円を貸倒損失として計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	515,537千円	687,448千円
組替調整額	2,600	6,519
税効果調整前	512,937	680,929
税効果額	157,061	208,500
その他有価証券評価差額金	355,876	472,428
その他の包括利益合計	355,876	472,428

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2016年7月1日 至2017年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	6,303,200	5,320,500	1,200,000	10,423,700
合計	6,303,200	5,320,500	1,200,000	10,423,700
自己株式				
普通株式 (注) 2	2,012,213	813,613	1,200,000	1,625,826
合計	2,012,213	813,613	1,200,000	1,625,826

(注) 1 普通株式の発行済株式の増加5,320,500株は、2016年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって実施した株式分割による増加5,112,900株、2016年10月7日開催の取締役会決議に基づき2016年11月2日に発行いたしました譲渡制限付株式の増加35,700株及びストックオプション行使171,900株によるものであります。発行済株式の減少1,200,000株は、2016年8月10日開催の取締役会決議に基づき、2016年8月31日に自己株式を消却したものであります。

2 普通株式の自己株式の増加813,613株は、2016年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって実施した株式分割による増加812,213株及び2016年10月7日開催の取締役会決議に基づき2016年11月2日に発行いたしました譲渡制限付株式のうち、役員1名が退任した事による無償取得1,400株であります。自己株式の減少1,200,000株は、2016年8月10日開催の取締役会決議に基づき、2016年8月31日に消却したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	84,100
	合計	-	-	-	-	-	84,100

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2016年9月28日 定時株主総会	普通株式	145,893千円	34円	2016年6月30日	2016年9月29日

(注) 1株当たり配当額には、上場10周年記念配当6円が含まれております。また、同配当額は、2016年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって実施した株式分割前の実際の配当額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2017年9月27日 定時株主総会	普通株式	136,388千円	利益剰余金	15.5円	2017年6月30日	2017年9月28日

当連結会計年度（自2017年7月1日 至2018年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	10,423,700	156,500	-	10,580,200
合計	10,423,700	156,500	-	10,580,200
自己株式				
普通株式 (注) 2、3	1,625,826	355,032	834,400	1,146,458
合計	1,625,826	355,032	834,400	1,146,458

(注) 1 普通株式の発行済株式の増加156,500株は、2017年9月27日開催の取締役会決議に基づき2017年10月26日に発行いたしました譲渡制限付株式の増加24,500株及びストックオプションの行使132,000株によるものであります。

2 普通株式の自己株式の増加355,032株は、2018年2月5日開催の取締役会決議に基づき2018年2月6日に自己株式の買取による増加355,000株及び単元未満株式の買取による増加32株であります。

3 普通株式の自己株式の減少834,400株は、株式会社全日総管理との株式交換による自己株式の処分834,400株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	100,697
合計		-	-	-	-	-	100,697

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2017年9月27日 定時株主総会	普通株式	136,388千円	15.5円	2017年6月30日	2017年9月28日
2018年2月5日 取締役会	普通株式	78,103千円	8.0円	2017年12月31日	2018年3月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2018年9月26日開催の第20期定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年9月26日 定時株主総会	普通株式	94,337千円	利益剰余金	10.0円	2018年6月30日	2018年9月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
現金及び預金勘定	2,592,824千円	2,630,542千円
預入期間が3か月を超える定期預金	24,275	24,277
現金及び現金同等物	2,568,549	2,606,265

2 株式交換により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

株式交換により新たに株式会社全日総管理を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳と取得価額との関係は次のとおりであります。なお、流動資産には、連結開始時の現金及び現金同等物が82,236千円含まれており、「株式交換による現金及び現金同等物の増加額」に計上しております。

流動資産	144,690千円
固定資産	547,445千円
のれん	340,018千円
流動負債	101,860千円
固定負債	338,704千円
株式会社全日管理の株式の取得価額	591,589千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、短期的な資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金及び営業立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

破産更生債権等は、主に関係会社に対する債権等であり、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

営業債務である買掛金、未払金、営業預り金及び前受金は、そのほとんどが1年以内に支払期日が到来し、その支払期日に支払いができなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、原則として当該債権の取扱い部門が主管部門となり、取引先の業績状況等を定期的にモニタリングするとともに、その取引先の回収期日及び残高等を管理し、回収懸念の早期把握や軽減を図るための管理体制をとっております。また、破産更生債権等は、清算手続きに基づく債権であり、定期的に清算状況のモニタリングを行い、回収可能性に基づく対応状況を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券のうち上場株式については、主に業務上で関係を有する企業の株式であり、毎月時価の把握を行っており、四半期決算ごとに把握された時価について取締役会等の会議体に報告されております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
借入金は、そのほとんどが社宅管理事務代行業業にともなう一ヵ月未満の短期借入金であり、事務
代行の処理に合わせて資金繰り管理を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された
価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条
件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把
握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2017年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,592,824	2,592,824	-
(2) 売掛金	227,281	227,281	-
(3) 未収入金	310,582	310,582	-
(4) 営業立替金	1,335,883	1,335,883	-
(5) 投資有価証券			
其他有価証券	1,610,262	1,610,262	-
(6) 破産更生債権等	98,000		
貸倒引当金(*)	80,000		
	18,000	18,000	-
資産計	6,094,835	6,094,835	-
(1) 買掛金	195,353	195,353	-
(2) 未払金	297,085	297,085	-
(3) 営業預り金	606,966	606,966	-
(4) 前受金	326,731	326,731	-
負債計	1,426,135	1,426,135	-

(*) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2018年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,630,542	2,630,542	-
(2) 売掛金	301,823	301,823	-
(3) 未収入金	203,994	203,994	-
(4) 営業立替金	1,319,865	1,319,865	-
(5) 投資有価証券			
其他有価証券	2,286,834	2,286,834	-
(6) 破産更生債権等	92,427		
貸倒引当金(*)	80,000		
	12,427	12,427	-
資産計	6,755,488	6,755,488	-
(1) 買掛金	289,876	289,876	-
(2) 未払金	351,771	351,771	-
(3) 営業預り金	616,407	616,407	-
(4) 前受金	331,491	331,491	-
負債計	1,589,546	1,589,546	-

(*) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額としております。

(2) 売掛金、(3) 未収入金、並びに(4) 営業立替金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によるものとしております。

(6) 破産更生債権等

破産更生債権等は、回収見込額に基づいて貸倒引当金を設定しているため、時価については連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 営業預り金、並びに(4) 前受金

これらは、そのほとんどが1年以内の短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2017年6月30日)	当連結会計年度 (2018年6月30日)
非上場株式		
関係会社株式	5,000	3,000
その他	1,160	1,160

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
 前連結会計年度(2017年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,592,824	-	-	-
売掛金	227,281	-	-	-
未収入金	310,582	-	-	-
営業立替金	1,335,883	-	-	-
破産更生債権等 (注)	18,000	-	-	-
合計	4,484,572	-	-	-

(注) 破産更生債権等のうち80,000千円については、償還予定額が見込めないため、上記金額には含めておりません。

当連結会計年度(2018年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,630,542	-	-	-
売掛金	301,823	-	-	-
未収入金	203,994	-	-	-
営業立替金	1,319,865	-	-	-
破産更生債権等 (注)	10,511	1,916	-	-
合計	4,466,737	1,916	-	-

(注) 破産更生債権等のうち80,000千円については、償還予定額が見込めないため、上記金額には含めておりません。

(有価証券関係)

・前連結会計年度(2017年6月30日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,578,087	176,916	1,401,171
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,578,087	176,916	1,401,171
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	32,175	37,668	5,493
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	32,175	37,668	5,493
合計		1,610,262	214,584	1,395,677

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。また、非上場株式(連結貸借対照表計上額1,160千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」に含めて記載しておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	5,852	2,600	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	5,852	2,600	-

・ 当連結会計年度（2018年6月30日）

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,286,834	209,921	2,076,912
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,286,834	209,921	2,076,912
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計			-	-

（注） 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。また、非上場株式(連結貸借対照表計上額1,160千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」に含めて記載しておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	11,397	6,519	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	11,397	6,519	-

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

連結子会社は退職金規程に基づく退職一時金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	192,624千円	183,439千円
退職給付費用	19,327	19,615
退職給付の支払額	28,512	13,426
制度への拠出額		
その他		
退職給付に係る負債の期末残高	183,439	189,628

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2017年6月30日)	当連結会計年度 (2018年6月30日)
積立型制度の退職給付債務	千円	千円
年金資産		
非積立型制度の退職給付債務	183,439	189,628
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	183,439	189,628
退職給付に係る負債	183,439	189,628
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	183,439	189,628

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 19,327千円 当連結会計年度 19,615千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
売上原価の株式報酬費用	6,244	14,434
一般管理費の株式報酬費用	28,033	37,125

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
新株予約権戻入益(特別利益)	1,373	1,008

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2012年 ストック・オプション (第7回)	2012年 ストック・オプション (第10回)	2015年 ストック・オプション (第11回)
付与対象者の区分及び数	当社取締役 5名 当社監査役 3名	当社取締役 5名 当社監査役 3名	当社執行役員 3名 当社従業員 242名 当社子会社従業員 139名
ストックオプション数	普通株式 180,000株	普通株式 156,800株	普通株式 507,400株
付与日	2012年6月12日	2012年10月25日	2015年10月30日
権利確定条件	(1) 当社取締役又は監査役の地位を喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、行使することができる。 (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。	(1) 当社取締役又は監査役の地位を喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、行使することができる。 (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。	(1) 金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が行使価格(調整時は調整後の行使価格)の1.1倍以上で行使することができる。 (2) 当社又は当社子会社の執行役員又は従業員の地位にある事を要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。 (3) 金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が割当日から行使期間の終期までの間に一度でも行使価格(調整時は調整後の行使価格)の70%を乗じた価格を下回った場合は消滅し、会社が当該新株予約権を引き取ることとする。
対象勤務期間	特に定めはありません	特に定めはありません	特に定めはありません
権利行使期間	自 2012年6月12日 至 2042年6月11日	自 2012年10月26日 至 2042年10月25日	自 2015年10月31日 至 2018年10月30日

	2015年 ストック・オプション (第13回)	2016年 ストック・オプション (第15回)	2016年 ストック・オプション (第17回)
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社監査役 3名	当社取締役 4名 当社監査役 2名	当社子会社取締役 2名
ストックオプション数	普通株式 75,600株	普通株式 28,400株	普通株式 4,400株
付与日	2015年10月30日	2016年4月14日	2016年4月14日
権利確定条件	(1) 当社取締役又は監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、行使できるものとする。 (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。	(1) 当社取締役又は監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、行使できるものとする。 (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。	(1) 当社又は当社子会社の取締役又は監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、行使できるものとする。 (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
対象勤務期間	特に定めはありません	特に定めはありません	特に定めはありません
権利行使期間	自 2015年10月30日 至 2045年10月30日	自 2016年4月15日 至 2046年4月14日	自 2016年4月15日 至 2046年4月14日

	2016年 ストック・オプション (第18回)	2016年 ストック・オプション (第19回)	2016年 ストック・オプション (第20回)
付与対象者の区分及び数	当社従業員 242名 当社子会社従業員 92名	当社取締役 9名 当社監査役 3名	当社子会社取締役 2名
ストックオプション数	普通株式 294,200株	普通株式 22,400株	普通株式 2,800株
付与日	2016年10月31日	2016年10月31日	2016年10月31日
権利確定条件	(1) 本新株予約権者は、当社または、当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員又は、従業員の地位にある事を要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。	(1) 当社又は当社子会社の取締役又は監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、行使できるものとする。 (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。	(1) 当社又は当社子会社の取締役又は監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、行使できるものとする。 (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
対象勤務期間	自 2016年10月31日 至 2018年10月31日	特に定めはありません	特に定めはありません
権利行使期間	自 2018年11月1日 至 2020年10月31日	自 2016年11月1日 至 2046年10月31日	自 2016年11月1日 至 2046年10月31日

	2017年 ストック・オプション (第21回)	2017年 ストック・オプション (第22回)	2017年 ストック・オプション (第23回)
付与対象者の区分及び数	当社従業員 230名 当社子会社従業員 99名	当社取締役 10名 当社監査役 4名	当社子会社取締役 3名
ストックオプション数	普通株式 148,400株	普通株式 14,000株	普通株式 2,600株
付与日	2017年10月26日	2017年10月26日	2017年10月26日
権利確定条件	(1) 本新株予約権者は、当社または、当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員又は、従業員の地位にある事を要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。	(1) 当社又は当社子会社の取締役又は監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、行使できるものとする。 (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。	(1) 当社又は当社子会社の取締役又は監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、行使できるものとする。 (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
対象勤務期間	自 2017年10月26日 至 2019年10月31日	特に定めはありません	特に定めはありません
権利行使期間	自 2019年11月1日 至 2021年10月31日	自 2017年10月27日 至 2047年10月26日	自 2017年10月27日 至 2047年10月26日

(注) 上記表に記載された株式数は、2016年10月1日付株式分割(株式1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2018年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2012年ストック・オプション (第7回)	2012年ストック・オプション (第10回)	2015年ストック・オプション (第11回)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	150,000	137,600	231,200
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	32,000	29,600	61,600
未確定残	118,000	108,000	169,600
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	32,000	29,600	61,600
権利行使	32,000	29,600	45,600
失効	-	-	16,000
未行使残	-	-	-

	2015年ストック・オプション (第13回)	2016年ストック・オプション (第15回)	2016年ストック・オプション (第17回)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	73,200	28,400	4,400
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	13,600	5,200	2,000
未確定残	59,600	23,200	2,400
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	13,600	5,200	2,000
権利行使	13,600	5,200	2,000
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	2016年ストック・オプション (第18回)	2016年ストック・オプション (第19回)	2016年ストック・オプション (第20回)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	282,200	22,400	2,800
付与	-	-	-
失効	22,400	-	-
権利確定	-	2,800	1,200
未確定残	259,800	19,600	1,600
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	2,800	1,200
権利行使	-	2,800	1,200
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	2017年ストック・オプション (第21回)	2017年ストック・オプション (第22回)	2017年ストック・オプション (第23回)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	148,400	14,000	2,600
失効	8,200	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	140,200	14,000	2,600
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 上記表に記載された株式数は、2016年10月1日付株式分割(株式1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2012年ストック・オプション (第7回)	2012年ストック・オプション (第10回)	2015年ストック・オプション (第11回)
権利行使価格 (円)	0.5	0.5	351
行使時平均株価 (円)	730	730	818
付与日における 公正な評価単価 (円)	86.5	73.5	63

	2015年ストック・オプション (第13回)	2016年ストック・オプション (第15回)	2016年ストック・オプション (第17回)
権利行使価格 (円)	0.5	0.5	0.5
行使時平均株価 (円)	730	730	781
付与日における 公正な評価単価 (円)	225	301.5	301.5

	2016年ストック・オプション (第18回)	2016年ストック・オプション (第19回)	2016年ストック・オプション (第20回)
権利行使価格 (円)	580	1	1
行使時平均株価 (円)	-	730	781
付与日における 公正な評価単価 (円)	91	456	456

	2017年ストック・オプション (第21回)	2017年ストック・オプション (第22回)	2017年ストック・オプション (第23回)
権利行使価格 (円)	873	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	153	742	742

(注) 上記表に記載された株式価格は、2016年10月1日付株式分割(株式1株につき2株)による分割後の価格に換算して記載しております。

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2017年ストック・オプション(第21回)についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック=ショールズ・モデル

主な基礎数値及び見積方法

	2017年ストック・オプション (第21回)
株価変動性(注)1	30%
予想残存期間(注)2	3年
配当利回り(注)3	1.9%
無リスク利率(注)4	0.110%

- (注) 1. 2014年10月21日から2017年10月26日までの週次の株価標準偏差を年率に調整して算出しております。
2. 予想残存期間の合理的な見積もりが困難である為、権利行使期間の中間点において行使されるものと仮定しております。
3. 直近の配当予測に基づき算出しております。
4. 評価基準日における償還年月日2020年9月21日の超長期国債47の流通利回りを採用しております。

当連結会計年度において付与された2017年ストック・オプション(第22回)についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック=ショールズ・モデル

主な基礎数値及び見積方法

	2017年ストック・オプション (第22回)
株価変動性(注)1	31%
予想残存期間(注)2	8.6年
配当利回り(注)3	1.9%
無リスク利率(注)4	0.022%

- (注) 1. 2009年3月23日から2017年10月26日までの週次の株価標準偏差を年率に調整して算出しております。
2. 権利行使期間は2017年10月27日から2047年10月26日までの30年間であるが、役員の退任までの平均期間が約8.6年であり、算定にあたっては、評価基準日から8.6年経過後の2026年5月31日に権利行使されるものと仮定し、予想残存期間を8.6年としております。
3. 直近の配当予測に基づき算出しております。
4. 評価基準日における償還年月日2026年6月20日の超長期国債89の流通利回りを採用しております。

当連結会計年度において付与された2017年ストック・オプション（第23回）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック＝ショールズ・モデル

主な基礎数値及び見積方法

	2017年ストック・オプション (第23回)
株価変動性(注)1	31%
予想残存期間(注)2	8.6年
配当利回り(注)3	1.9%
無リスク利率(注)4	0.022%

- (注)1. 2009年3月23日から2017年10月26日までの週次の株価標準偏差を年率に調整して算出しております。
2. 権利行使期間は2017年10月27日から2047年10月26日までの30年間であるが、役員の退任までの平均期間が約8.6年であり、算定にあたっては、評価基準日から8.6年経過後の2026年5月31日に権利行使されるものと仮定し、予想残存期間を8.6年としております。
3. 直近の配当予測に基づき算出しております。
4. 評価基準日における償還年月日2026年6月20日の超長期国債89の流通利回りを採用しております。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

過去の従業員の就業状況等を勘案し、権利確定数の見積数を算出しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2017年6月30日)	当連結会計年度 (2018年6月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	10,876千円	10,131千円
株式報酬費用	27,132	30,091
未払賞与	15,550	14,799
減価償却超過額	14,793	14,070
未払事業税	12,548	13,942
退職給付に係る負債	63,470	65,607
減損損失	19,086	19,086
繰越欠損金	19,529	14,311
貸倒引当金	25,424	25,429
その他	28,869	32,624
評価性引当額	39,799	35,185
計	197,482	204,910
繰延税金負債		
労働保険料	2,502	2,522
その他有価証券評価差額金	427,450	635,950
資本連結に伴う評価差額	-	47,954
計	429,952	686,427
繰延税金資産(は負債)の純額	232,470	481,517

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2017年6月30日)	当連結会計年度 (2018年6月30日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.35	1.73
住民税均等割額	0.87	0.84
評価性引当額	2.48	0.53
所得拡大促進税制	-	0.15
子会社との税率差異	0.55	0.37
のれん償却額	-	1.19
その他	0.28	0.75
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.83	35.06

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容、規模

被取得企業の名称 株式会社全日総管理

事業の内容 不動産の管理業務、建築工事の設計、施工及び管理等

(2) 企業結合を行った理由

全日総管理は、首都圏を中心に各種不動産の原状回復工事やリフォーム工事、クリーニングを長年にわたり展開しており、同社が手がけるサービスの多くは当社グループが手がける施設総合管理事業と補完関係にあることから、当社グループの売上増加及び収益改善により、企業価値の一層の向上を図るものとなりました。

(3) 企業結合日

2017年8月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、株式会社全日総管理を株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により議決権の100%を取得し、完全子会社化したことによるものであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績期間

2017年8月1日から2018年6月30日まで

3. 被取得企業の取得原価

企業結合日に交付した当社の普通株式(自己株式)の時価 591,589千円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

全日総管理普通株式1株に対して、当社の普通株式4,172株を割当て交付いたしました。

(2) 交換比率の算定方法

株式価値の算定に際して、上場会社である当社の株式価値については市場株価法(当社取締役会開催日前営業日である2017年7月7日を算定基準日とする)により、非上場会社である全日総管理の株式価値については、両社から独立した第三者機関として監査法人A&Aパートナーズ(以下「A&Aパートナーズ」といいます)に算定を依頼し、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法による算定を採用しました。その結果を両社間で慎重に協議の上、上記(1)記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断しました。

(3) 交付した株式数

本株式交換により交付する株式数 当社普通株式 834,400株(全て当社が保有する自己株式を充当)

5. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 2,000千円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

340,018千円

(2) 発生原因

取得原価が企業結合時における時価純資産の持分相当額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	144,690千円
固定資産	547,445千円
資産合計	692,135千円

流動負債	101,860千円
固定負債	338,704千円
負債合計	440,565千円

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2017年6月30日)及び当連結会計年度(2018年6月30日)

当社グループは、本社及び拠点における事務所において不動産賃借契約に基づく退去時の現状回復にかかる債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来における退去予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)及び

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

賃貸等不動産は、その総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社グループの取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「社宅管理事務代行業業」及び「施設総合管理事業」の2つを報告セグメントとしており、「社宅管理事務代行業業」は社宅管理事務に関する代行業務とそれに関わるシステム導入等のサービスを行い、「施設総合管理事業」はマンション等の施設管理及び修繕工事等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		その他	合計	調整額 (注)1	合計 (注)2
	社宅管理 事務代 事業	施設総合 管理事業				
売上高						
外部顧客に対する売上高	3,547,562	3,395,625	405,360	7,348,548	-	7,348,548
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	6,010	60,215	66,226	(66,226)	-
計	3,547,562	3,401,636	465,575	7,414,775	(66,226)	7,348,548
セグメント利益	648,811	74,827	83,228	806,867	5,251	812,118
セグメント資産	4,796,254	2,130,861	15,998	6,943,113	(28,497)	6,914,615
その他の項目						
減価償却費	86,938	9,372	6,627	102,938	-	102,938
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	74,990	25,651	5,541	106,183	-	106,183

(注)1. 調整額の内容は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間債権債務消去であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント		その他	合計	調整額 (注) 1	合計 (注) 2
	社宅管理 事務代行 事業	施設総合 管理事業				
売上高						
外部顧客に対する売上高	3,563,534	3,783,640	534,883	7,882,057	-	7,882,057
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	11,913	83,343	95,257	(95,257)	-
計	3,563,534	3,795,553	618,226	7,977,314	(95,257)	7,882,057
セグメント利益	635,744	70,470	98,271	804,486	2,781	807,267
セグメント資産	5,569,204	3,227,002	56,935	8,853,142	(283,400)	8,569,742
その他の項目						
減価償却費	71,638	20,025	8,598	100,262	-	100,262
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	15,563	892,074	1,452	909,090	-	909,090

(注) 1. 調整額の内容は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間債権債務消去であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 当連結会計年度において、株式会社全日総管理の株式を取得し子会社化したため、前連結会計年度末に比べ、報告セグメントの資産の金額は、「施設総合管理事業」において977,343千円増加しております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、報告セグメントの見直しを行っております。その内容は、事業の性質及び中期経営計画による事業展開を踏まえ、新規事業及びその他新サービスを「その他」に区分いたしました。その結果、前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後の報告セグメント区分に組み替えて比較しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2016年7月1日 至 2017年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2016年7月1日 至 2017年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2016年7月1日 至 2017年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

（単位：千円）

	社宅管理事務代行業	施設総合管理事業	合計
当期償却額	-	33,788	33,788
当期末残高	-	306,229	306,229

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2016年7月1日 至 2017年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2016年7月1日 至 2017年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	スマートセキュリティサービス(株)	東京都 新宿区	95,000	セキュリティ事業	(所有) 直接 25.0	商品の購入、資金の貸付、役員の兼任	資金の貸付 (注)1	-	破産更生債権等 (注)2	98,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. スマートセキュリティサービス株式会社は、2017年6月19日付で株式会社スリーSより商号変更を行い、同年6月30日付で解散し、同年7月1日より清算手続きを開始しているため、長期貸付金を破産更生債権等へ振替えております。なお、当連結会計年度末において同債権に対し、80,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当連結会計年度において、貸倒引当金繰入額35,000千円を特別損失に計上しております。

当連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	スマートセキュリティサービス(株)	東京都 新宿区	95,000	セキュリティ事業	(所有) 直接 25.0	商品の購入、資金の貸付、役員の兼任	資金の貸付 (注)1	-	破産更生債権等 (注)2	90,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. スマートセキュリティサービス株式会社は、2017年6月19日付で株式会社スリーSより商号変更を行い、同年6月30日付で解散し、同年7月1日より清算手続きを開始しているため、長期貸付金を破産更生債権等へ振替えております。なお、同債権に対し、80,000千円の貸倒引当金を計上しております。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員

前連結会計年度（自 2016年7月1日 至 2017年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
重要な子会社の役員	長友孝祥	-	-	(株)全日総管理代表取締役	(被所有) 直接 6.7	営業上の取引役員の兼任 固定資産の売却	リフォーム工事 (注)1	10,990	売掛金	-
							船舶の売却 (注)2	15,000	未収入金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. リフォーム工事については、一般的取引条件を勘案して決定しております。

2. 船舶の売却は、(株)全日総管理において保有していた固定資産であり、市場価格を勘案して売却価格を決定しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)		当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	
1株当たり純資産額	497.57円	1株当たり純資産額	587.20円
1株当たり当期純利益	59.74円	1株当たり当期純利益	59.70円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	56.11円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	56.51円

(注) 1. 当社は、2016年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を実施しております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	519,985	569,540
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	519,985	569,540
期中平均株式数(株)	8,703,857	9,539,169
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	562,756	538,540
(うち新株予約権(株))	(562,756)	(538,540)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,762	1,781	0.96 (注)1	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,209	428	0.77 (注)1	2019年
その他有利子負債	-	-	-	-
小計	3,972	2,209	-	-
内部取引の消去	-	-	-	-
計	3,972	2,209	-	-

(注)1 リース債務の平均利率については、リース物件のうち、支払利息を利息法により計上している物件に係るリース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	428	-	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,814,662	3,829,881	5,751,329	7,882,057
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	171,156	387,474	532,146	877,078
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(千円)	108,407	244,388	334,248	569,540
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	11.48	25.45	34.89	59.70

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	11.48	13.93	9.42	24.96

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

特記事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,257,961	1,213,908
売掛金	73,214	83,047
営業立替金	1,330,539	1,313,067
商品及び製品	8,097	-
仕掛品	4,308	3,458
貯蔵品	1,448	1,857
前払費用	64,263	54,136
繰延税金資産	22,347	21,977
未収入金	27,611	22,687
その他	8,017	1,277
貸倒引当金	1,439	1,419
流動資産合計	2,796,371	2,714,000
固定資産		
有形固定資産		
建物	22,845	19,429
工具、器具及び備品	61,581	51,544
有形固定資産合計	84,427	70,974
無形固定資産		
商標権	5,520	4,921
ソフトウェア	143,009	116,544
ソフトウェア仮勘定	19,917	-
その他	614	614
無形固定資産合計	169,062	122,080
投資その他の資産		
投資有価証券	1,611,422	2,287,994
関係会社株式	859,173	1,451,663
長期貸付金	-	245,837
破産更生債権等	98,000	90,000
敷金及び保証金	127,947	127,292
その他	20	-
貸倒引当金	80,000	80,000
投資その他の資産合計	2,616,564	4,122,787
固定資産合計	2,870,053	4,315,842
資産合計	5,666,425	7,029,842

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	178,872	201,050
未払費用	26,585	27,189
未払法人税等	159,845	152,354
未払消費税等	54,128	39,917
前受金	143,943	147,847
営業預り金	568,110	588,494
預り金	36,591	49,545
前受収益	8,739	7,055
賞与引当金	21,604	19,006
役員賞与引当金	24,150	30,435
その他	1,374	-
流動負債合計	1,223,946	1,262,897
固定負債		
預り保証金	10,095	10,095
繰延税金負債	360,959	565,976
固定負債合計	371,054	576,071
負債合計	1,595,000	1,838,969
純資産の部		
株主資本		
資本金	713,216	738,722
資本剰余金		
資本準備金	460,465	485,971
その他資本剰余金	-	443,900
資本剰余金合計	460,465	929,872
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,133,798	2,440,086
利益剰余金合計	2,133,798	2,440,086
自己株式	288,688	459,466
株主資本合計	3,018,791	3,649,214
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	968,533	1,440,962
評価・換算差額等合計	968,533	1,440,962
新株予約権	84,100	100,697
純資産合計	4,071,424	5,190,873
負債純資産合計	5,666,425	7,029,842

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
売上高	1 4,013,138	1 4,066,699
売上原価	1 2,681,876	1 2,674,924
売上総利益	1,331,262	1,391,775
販売費及び一般管理費	1, 2 599,223	1, 2 645,238
営業利益	732,039	746,536
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 19,697	1 22,471
システム導入負担金	1 1,448	1 748
投資事業組合運用益	1,541	3,530
その他	1 2,695	1 1,166
営業外収益合計	25,383	27,916
営業外費用		
支払補償費	632	729
その他	52	250
営業外費用合計	685	979
経常利益	756,737	773,473
特別利益		
投資有価証券売却益	2,600	6,519
新株予約権戻入益	1,373	1,008
特別利益合計	3,973	7,527
特別損失		
固定資産除却損	3 676	3 4
貸倒引当金繰入額	35,000	-
特別損失合計	35,676	4
税引前当期純利益	725,034	780,996
法人税、住民税及び事業税	253,870	263,329
法人税等調整額	15,895	3,112
法人税等合計	237,975	260,216
当期純利益	487,058	520,780

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)		当事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	2	1,382,087	51.9	1,370,605	51.4
外注費		411,703	15.4	458,506	17.2
経費	3	871,150	32.7	836,865	31.4
計		2,664,941	100.0	2,665,977	100.0
他勘定振替	4	766		-	
当期発生総原価		2,664,175		2,665,977	
期首仕掛品たな卸高		1,273		4,308	
期首商品たな卸高		30,322		19,493	
計		2,695,771		2,689,779	
商品評価損		9,906		2,098	
期末仕掛品たな卸高		4,308		3,458	
期末商品たな卸高		19,493		13,494	
売上原価		2,681,876		2,674,924	

(注)

前事業年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)																																								
<p>1 原価計算の方法 プロジェクト別の個別原価計算による実際原価計算を行っております。</p> <p>2 労務費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料手当</td> <td>810,412千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td>177,440千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>172,430千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>16,256千円</td> </tr> </table> <p>3 経費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>振込手数料</td> <td>205,584千円</td> </tr> <tr> <td>営業手数料</td> <td>92,912千円</td> </tr> <tr> <td>サブリース費用</td> <td>3,907千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>119,052千円</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>124,829千円</td> </tr> </table> <p>4 他勘定振替の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>766千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア仮勘定</td> <td>- 千円</td> </tr> </table>	給料手当	810,412千円	賞与	177,440千円	法定福利費	172,430千円	賞与引当金繰入額	16,256千円	振込手数料	205,584千円	営業手数料	92,912千円	サブリース費用	3,907千円	地代家賃	119,052千円	修繕費	124,829千円	ソフトウェア	766千円	ソフトウェア仮勘定	- 千円	<p>1 原価計算の方法 同 左</p> <p>2 労務費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料手当</td> <td>819,254千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td>161,093千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>169,365千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>16,463千円</td> </tr> </table> <p>3 経費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>振込手数料</td> <td>210,653千円</td> </tr> <tr> <td>営業手数料</td> <td>99,949千円</td> </tr> <tr> <td>サブリース費用</td> <td>2,172千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>118,438千円</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>104,951千円</td> </tr> </table>	給料手当	819,254千円	賞与	161,093千円	法定福利費	169,365千円	賞与引当金繰入額	16,463千円	振込手数料	210,653千円	営業手数料	99,949千円	サブリース費用	2,172千円	地代家賃	118,438千円	修繕費	104,951千円
給料手当	810,412千円																																								
賞与	177,440千円																																								
法定福利費	172,430千円																																								
賞与引当金繰入額	16,256千円																																								
振込手数料	205,584千円																																								
営業手数料	92,912千円																																								
サブリース費用	3,907千円																																								
地代家賃	119,052千円																																								
修繕費	124,829千円																																								
ソフトウェア	766千円																																								
ソフトウェア仮勘定	- 千円																																								
給料手当	819,254千円																																								
賞与	161,093千円																																								
法定福利費	169,365千円																																								
賞与引当金繰入額	16,463千円																																								
振込手数料	210,653千円																																								
営業手数料	99,949千円																																								
サブリース費用	2,172千円																																								
地代家賃	118,438千円																																								
修繕費	104,951千円																																								

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	666,521	413,770	58,057	471,828	2,158,176	2,158,176	712,288	2,584,236
当期変動額								
新株の発行	46,694	46,694		46,694				93,389
剰余金の配当					145,893	145,893		145,893
当期純利益					487,058	487,058		487,058
株式交換による変動								-
自己株式の取得								-
自己株式の消却			58,057	58,057	365,542	365,542	423,600	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	46,694	46,694	58,057	11,362	24,377	24,377	423,600	434,554
当期末残高	713,216	460,465	-	460,465	2,133,798	2,133,798	288,688	3,018,791

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	612,657	76,827	3,273,721
当期変動額			
新株の発行			93,389
剰余金の配当			145,893
当期純利益			487,058
株式交換による変動			-
自己株式の取得			-
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	355,876	7,272	363,148
当期変動額合計	355,876	7,272	797,703
当期末残高	968,533	84,100	4,071,424

当事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	713,216	460,465	-	460,465	2,133,798	2,133,798	288,688	3,018,791
当期変動額								
新株の発行	25,506	25,506		25,506				51,012
剰余金の配当					214,492	214,492		214,492
当期純利益					520,780	520,780		520,780
株式交換による変動			443,900	443,900			147,688	591,589
自己株式の取得							318,466	318,466
自己株式の消却								-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								-
当期変動額合計	25,506	25,506	443,900	469,406	306,287	306,287	170,777	630,422
当期末残高	738,722	485,971	443,900	929,872	2,440,086	2,440,086	459,466	3,649,214

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	968,533	84,100	4,071,424
当期変動額			
新株の発行			51,012
剰余金の配当			214,492
当期純利益			520,780
株式交換による変動			591,589
自己株式の取得			318,466
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	472,428	16,596	489,025
当期変動額合計	472,428	16,596	1,119,448
当期末残高	1,440,962	100,697	5,190,873

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日において入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)たな卸資産

商品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を適用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、支出時に費用処理しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～8年）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。なお、長期金銭債権は、長期貸付金及び破産更生債権等であり、個別評価による回収不能見込相当額として貸倒引当金(前事業年度80,000千円、当事業年度80,000千円)を計上しております。

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
短期金銭債権	17,142千円	24,393千円
長期金銭債権	98,000	335,837
短期金銭債務	3,082	1,589
長期金銭債務	10,095	10,095

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
営業取引による取引高		
売上高	67,918千円	68,303千円
仕入高	5,476	5,573
その他の営業取引	11,650	8,413
営業取引以外の取引高	4,251	2,472

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度11%、当事業年度11%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度89%、当事業年度89%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
役員報酬	107,206千円	125,983千円
給料及び手当	132,645	131,708
賞与引当金繰入額	5,348	2,542
役員賞与引当金繰入額	24,150	30,435
減価償却費	7,100	6,596
貸倒引当金繰入額	24	20

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
建物	579千円	- 千円
工具、器具及び備品	96	4
計	676	4

(有価証券関係)

前事業年度(2017年6月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額 859,173千円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

当事業年度(2018年6月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,451,663千円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	6,667千円	5,819千円
貸倒引当金	24,940	24,930
株式報酬費用	24,316	28,314
減価償却超過額	863	491
一括償却資産償却超過額	1,343	1,266
未払社会保険料否認	1,492	1,608
未払事業税	10,257	10,244
投資有価証券評価損	2,829	2,829
関係会社株式評価損	13,013	13,013
商品評価損	3,057	3,675
その他	2,378	2,143
繰延税金資産合計	91,158	94,337
繰延税金負債		
労働保険料	2,319	2,386
その他有価証券評価差額金	427,450	635,950
繰延税金負債合計	429,769	638,336
繰延税金資産(は負債)の純額	338,611	543,998

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.31	1.77
住民税均等割額	0.69	0.64
その他	0.04	0.05
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.82	33.32

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計額 (千円)
有形 固定 資産	建物	22,845	-	-	3,416	19,429	86,366
	工具、器具及び備品	61,581	11,491	4	21,523	51,544	170,639
	計	84,427	11,491	4	24,940	70,974	257,006
無形 固定 資産	商標権	5,520	-	-	599	4,921	-
	ソフトウェア	143,009	25,442	-	51,907	116,544	-
	ソフトウェア仮勘定	19,917	750	20,667	-	-	-
	その他	614	-	-	-	614	-
	計	169,062	26,192	20,667	52,506	122,080	-

(注) 工具器具備品及びソフトウェアの主な増加事由は、次のとおりであります。なお、ソフトウェア仮勘定の減少は、WEB申請データ基幹自動連携システムを「ソフトウェア」本勘定に振替えたものによります。

工具、器具及び備品	FAXサーバリプレイス	3,555千円
ソフトウェア	バックアップソフトウェアリプレイス	4,090千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(流動)	1,439	1,419	1,439	1,419
貸倒引当金(固定)	80,000	-	-	80,000
賞与引当金	21,604	19,006	21,604	19,006
役員賞与引当金	24,150	30,435	24,150	30,435

(注) 貸倒引当金(固定)は、関連会社であるスマートセキュリティサービス株式会社の長期貸付金に対する引当金であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヵ月以内
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告ができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.syataku.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)単元未満株式についての権利

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第19期）（自 2016年7月1日 至 2017年6月30日）2017年9月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2017年9月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第20期第1四半期）（自 2017年7月1日 至 2017年9月30日）2017年11月13日関東財務局長に提出

（第20期第2四半期）（自 2017年10月1日 至 2017年12月31日）2018年2月13日関東財務局長に提出

（第20期第3四半期）（自 2018年1月1日 至 2018年3月31日）2018年5月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2017年9月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2017年9月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2017年10月27日関東財務局長に提出

2017年9月28日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書

2018年3月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の6第1項に基づく報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2018年9月25日

日本社宅サービス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩出博男印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和久友子印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本社宅サービス株式会社の2017年7月1日から2018年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本社宅サービス株式会社及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本社宅サービス株式会社の2018年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本社宅サービス株式会社が2018年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は当社(有価証券報告書提出会社)が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年9月25日

日本社宅サービス株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩出 博男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和久 友子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本社宅サービス株式会社の2017年7月1日から2018年6月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本社宅サービス株式会社の2018年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は当社(有価証券報告書提出会社)が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。